

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和3年3月17日（水） 午後0時59分～午後1時42分 午後1時47分～午後2時24分 午後2時30分～午後3時20分 午後3時25分～午後4時29分 午後4時35分～午後5時05分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎中島 俊 ○日下みや子 内田 博紀 大橋 昌信 円谷 憲人 橋口 幸生 浜田智香子 福元 愛 山田 一一
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	地域づくり推進部長（小貫省三） 次長兼協働推進課長（永塚洋一） 広報広聴課長（宮本 等） 地域支援課長（高村 光） 地域支援課副参事（染谷和広） スポーツ課長（黒須美浩） スポーツ課副参事（幕内直人） 市民生活部長（中山浩二） 次長兼市民課長（藤本裕司） 保険年金課長（野口浩志） 環境部長（國井 潔） 次長兼環境政策課長（鈴木茂美） 環境政策課副参事（五津和則） 廃棄物政策課長（原 晃一） 環境サービス課長（小池久美子） 水道事業管理者（成嶋正俊） 次長兼（水）総務課長（荒巻幸男） 営繕管理室統括リーダー（飯塚深雪）  その他関係職員

午後 零時 59 分開会

○委員長 それでは、ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 傍聴についてお伝えさせていただきますが、申出の人数が10名を超えた場合、当委員会室に傍聴者全員が入ることができません。そこで当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとして、当委員会室での傍聴する方は、傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しました審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思います。質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後に、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

執行部の皆様をお願いを申し上げます。答弁に当たっては、委員長と発言をして挙手をお願いいたします。発言の許可を得た上で、所属名と名前を述べまして答弁に努められるようお願いをいたします。

執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは、反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

なお、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をマナーモード設定をお願いいたします。今定例会より議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されましたタブレット端末の持込みを使用することが認められておりますので、使用の際には操作音等発しないように御配慮をお願いいたします。持込みが認められましたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

今回の委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5・第6委員会室で開催することとし、執行部の入室につきましても所属長以上とするよう協力をいただいております。各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に御尽力いただいているところです。全国的に、また本市においても感染が深刻化しております。この委員会におきましても感染が拡大するようなことがないように、質疑、答弁につきましてもできるだけ簡潔に行っていただけますよう御協力をお願いいたします。

本日は、前の窓と委員会室の後ろのドアを開放しておきますので、定期的な休憩を入れまして、換気も随時行ってまいりますので、御協力をまたお願いいたします。

○委員長 それでは、議案の審査に入ります。

議案第1区分、議案第31号、令和3年度柏市一般会計予算、当委員会所管分につ

いて、議案第32号、令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第39号、令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第41号、令和3年度柏市水道事業会計予算について、4議案を一括して議題といたします。

この本4議案、質疑があれば、これを許します。どうぞ。

○内田　こんにちは。改めまして、よろしくお願いいいたします。では、議案第1区分につきまして質疑を行ってまいります。議案第31号の新年度当初予算案につきましてでございますが、まずは協働推進課のほうにお尋ねいたします。平和事業につきまして、5年、10年の年は比較的予算を計上して、これまでも広島、長崎等への児童生徒の派遣や特別企画などを実施していただいているという経緯はございますが、それに該当しない2021年度でございますが、来年度の取組について具体的にお示しくください。

○次長兼協働推進課長　来年度の平和事業につきましては、主に2つの事業に取り組む予定です。一つは、例年のように平和啓発団体ですとかボランティアの協力を得まして、通年を通して学校への訪問啓発事業を行います。あともう一つは、夏休みピースウィークと題しまして、戦争遺跡見学会ですとか、あと高校生による平和演劇、また写真パネル展などを開催する予定です。以上です。

○内田　取組がなされていることには大変感謝を申しますが、ボランティアによる学校訪問等事業につきましては、ボランティアさんの高齢化や戦争体験者がだんだんお亡くなりになってしまったりとか、そういう状況もございますので、今後の育成もやはり新年度は必要かと思うんですが、そのボランティアの育成等については何か方策はございますか。

○次長兼協働推進課長　御指摘のとおり、語り部の方々の高齢化、あと減少が続いています。現状当時の手記を朗読していただく平和団体がございまして、非常にこちらの団体が小学生たちに非常に好評でございます。ですので、確かに戦争体験を、生の体験を語られる方は少ないんですけれども、そういった当時の手記を朗読するような新たな団体との連携というのも考えていきたいと思っております。また、来年度の予算の中で新たに出ているのが平和啓発映像委託というのを入れています。これは御指摘のように、戦争体験を語れる方が少なくなっている昨今、そういった方々が実際に語っている様子をいま一度映像に残しまして、今後の啓発に生かしていきたいと思っております。以上です。

○内田　よろしくお願いいいたします。続きまして、広報広聴課にお尋ねいたします。広報かしわについてでございますが、まず来年度見込んでいる広告収入は幾らぐらいを想定していらっしゃいますでしょうか。

○広報広聴課長　来年度は400万程度見込んでおります。

○内田　昨年度の決算額の比較ではどういう状況になっておりますでしょうか。

○広報広聴課長　昨年度は800万円程度となっております。

○内田　決算額と予算額のずれは、どうして生じておりますでしょうか。

○広報広聴課長　この昨今の新型コロナウイルスの影響もあるのか、なかなか広告

収入費というところが伸びてこないところがございます。以上です。

○内田 あと、最近思うんですが、大分地元の企業を中心に広告に掲載しているようがございますが、ここはやっぱり地元の企業を中心に掲載していくという方針は今後も変わらないのでしょうか。

○広報広聴課長 市内の企業、広報紙につきましては3分の2以上、それからホームページにつきましては50%以上の企業を市内の企業でということをお願いしてございます。以上です。

○内田 そこは地元雇用育成という観点にもつながりますので、よろしく願います。続きまして、同じく広報かしわにつきましては、新年度紙面の変更については何か検討されていますか。

○広報広聴課長 紙面につきましては、大きな変更は考えてございません。以上です。

○内田 今年は3.11から10年が経過するわけですが、まだまだ放射線の問題等もございますし、放射線ニュースとか、そういうのも新年度に限らず継続していただきたいし、あと市民相談のコーナーなんかでもできるだけ皆さんに周知して、特にコロナ情勢下で、いろんな権利が制約されていく、あるいは市民の相談の範囲が多岐にわたるといってもございますので、そういったところはさらなる周知に努めていただきたいと思います。

続きまして、地域支援課にお尋ねいたします。ふるさとセンターの整備改修事業として幾つかございますが、整備するところは具体的にどこか、それから改修するところは具体的にどこか、その整備内容、改修内容と併せてお尋ねいたします。

○地域支援課長 令和3年度のふるさとセンターの整備事業につきましては、維持修繕のふるさとセンター、団体名が新青田町会、西原第六町会、柏楽園町会、高柳区高南台、増尾東映自治会です。この5件が維持修繕です。あと、新築としまして、富士見町町会を予定してございます。その他借り上げとしてかやの町会、末広町会を予定しております。以上です。

○内田 改修につきましては、主だったところでは、どういう規模の改修がございませうか。その内容をお示してください。

○地域支援課長 改修内容としましては、床の修繕や屋根の修繕、あと外壁の修繕、その他バリアフリーとして入り口のスロープ、その辺を予定しております。

○内田 バリアフリーについてもあるということでしたので、それが適切に行われるよう予算の執行を、しっかりできるようにしていただきたいと思っておりますし、また、バリアフリーにつきましては高齢化の進展等もございますので、各町会を支援していただきたいと思いますというふうに考えております。

続きまして、高田近隣センターのリノベーションでございませうが、進め方としては、南部近隣センターのリノベーション事業と同じような進行方法で考えておられますでしょうか。教えてください。

○地域支援課長 基本的には市民、住民の合意形成を基本にやっていくことを考え

ております。ただ、コロナ禍ですので、南部近隣センターで行ったようなワークショップの形式を同じように取れるかどうかなどは、やり方を現在検討しているところですので。以上です。

○内田 そうしますと、ワーキンググループ等は結成しないという考えなんですか。

○地域支援課長 コロナの状況にもよりますが、例えばオンラインを使ったワーキングというのも可能かもしれませんが、ワーキングをやらないとしたら、個別に聞き取りを行うなど考えておりますが、現時点ではワーキングをやるやらないまでは、ちょっと決定しておりません。以上です。

○内田 南部近隣センターですばらしい実績があるので、ワーキングショップ、ワークショップ、ワーキンググループについては結成をしていただくことを前提に、今課長のほうからオンラインを活用するという御答弁もございましたので、ぜひ聞き取りですと、やっぱりどうしても温度差とか濃淡のずれが出てきますので、ワーキンググループを結成して、多角的な視点から議論をしていただきたいことを要望いたします。

続きまして、その他近隣センターについて、改修するところがあるかと思うのですが、その改修箇所と改修内容について教えてください。

○地域支援課長 改修工事につきましては、田中近隣センターが空調設備改修工事を予定しております。北部近隣センターが、外壁塗装及び屋上防水改修工事を予定しております。あと、松葉近隣センターで受変電設備及び消防設備改修工事を予定しております。その他沼南近隣センターにおいてはPASまたはUGS交換工事、旭町近隣センターで受変電設備更新工事、また沼南近隣センターでトイレ改修工事及び下水道切替え工事、圧送管撤去工事を予定しております。

○内田 沼南近隣センターのお話が御答弁で出てまいりましたけども、これが補正で出てまいります改修とは、また別のものという理解でよろしいでしょうか。

○地域支援課長 近隣センターのトイレ改修工事につきましては、令和2年度のほうから予定しておりますので、そちらのほうは実施する予定であります。

○内田 ということは、補正とは直接関係なく、また新たな改修を行うという理解でよろしいのでしょうか。

○地域支援課長 補正のほうで出しています耐震の診断、そちらの内容によっては、トイレの改修も後ろにずらしたほうが良いという判断になりましたら、それは後ろにずらす可能性は残ってはおります。以上です。

○内田 了解いたしました。

続きまして、廃棄物政策課にお尋ねいたしますが、次年度清掃施設整備室を開設されますけれども、事務の内容と人員体制についてお示してください。

○廃棄物政策課長 次年度清掃施設整備室ということで、今後の清掃施設の老朽化対策ということでこちらの室を新設するというので、今後の安定的な清掃事業を継続していくということで、喫緊の課題である老朽化対策に集中的に取り組んでい

くというものでございまして、業務の内容といたしましては、今後進めてまいります北部クリーンセンターの長寿命化事業、そして今後南部クリーンセンターのほうでも老朽化対策、こういったところの検討も進めるということ、それと柏市の最終処分場、こちらの跡地整備ということで、公園の整備事業、今現在計画を策定している最中でございますが、こういったところについて担っていくという、そういう室になります。以上でございます。

○内田 人員体制についてもお尋ねしましたけれども、何名体制なのかと、併せまして、その分廃棄物政策課の人員体制は抑制されてしまうのでしょうか。お示してください。

○廃棄物政策課長 人員につきましては、室につきましては6名ということで、もともと廃棄物政策課の施設整備の担当というのが5名体制でやっておりましたが、こちらの廃棄物政策課の施設担当のほうから5名プラス新たに室長迎えまして6名体制となります。廃棄物政策課5名減という体制で進めてまいります。以上でございます。

○内田 廃棄物政策課の減につきましては、事務の移管ということも恐らく含まれているのか、そういう考え方も成り立つということなんでしょうかね。

○廃棄物政策課長 これまで施設整備という担当のほうで担っていた業務そのものを室のほうにそのまま移管すると、そういうようなことで考えております。以上でございます。

○内田 鎌ケ谷市とのごみの共同処理について、本会議でも議論にはなっていたようでございますけれども、具体的に次年度はどういう方針で共同処理のことについて検討していくのでしょうか。お示してください。

○廃棄物政策課長 昨年度以降ですね、この旧沼南地域でごみの処理を、共同処理をしている柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合、こちらの構成市であります鎌ケ谷市のほうと、こちらのごみの共同処理の解消を含めた協議を進めていこうということで準備を進めているところでございますが、まずは初めに地元の説明のほうから着手してまいりましょうということで、鎌ケ谷市とお話をしているところでございます。しかしながら、今年度こういったコロナの状況でございまして、大きな説明会等で地元の方々に御説明をする機会がなかなか設けられないで今現在に至っているところでございますので、来年度につきましては、こういった説明の機会、コロナの状況を見ながらということになります。そういったところで説明のほうに着手できればというふうに考えております。以上でございます。

○内田 本会議でも御答弁されていたようですけれども、共同処理の解消ということは、鎌ケ谷市さんは単独でごみ清掃施設を設けなければならなくなってしまうんですが、それはもう長期的にじゃないと整備できないので、その場合は、共同処理を、つまり一部事務組合の事務を一つ削るということになるので、そうすると、今の施設を鎌ケ谷市さんが当面お使いになるということも視野に入っているんでしょうか。

○**廃棄物政策課長** まず、このクリーンセンターしらさぎ自体は長寿命化工事を実施しまして、令和19年度までは稼働を継続していくということになってございます、この稼働が継続する間につきましては、鎌ヶ谷市さんがお使いいただくということが一つの可能性としてはもちろんあるというところでございます。その後この稼働期間、しらさぎの稼働期間が終了した後ということになりますと、様々な可能性ございまして、その可能性の一つとして、場合によっては鎌ヶ谷市さんが御自身で鎌ヶ谷市内のどこかに建設、ごみの焼却施設を建設するとか、あるいは同じ場所で建て替えをするとか、様々な可能性があるかと思っております。いずれにしましても、正式な協議というところはまだ入っておりませんので、こういったところについても詳細について協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**内田** そうしますと、地元への説明というのは、柏市のごみではなくて、鎌ヶ谷市のごみを焼却するということになる、地元への説明は相当丁寧に必要だと思っております。一方、鎌ヶ谷市さんへの協力というのも、お隣同士ですので、重要なことでございます。この調和をうまく図って進めていってほしいというふうに考えております。一方で、一部事務組合の事務を一部削除することによって、柏市というのは2工場体制に、そうするとなるわけでございますが、そうすると南部、北部いずれかで沼南地域のごみを焼却することが想定されるわけでございますが、その場合、指定ごみ袋の統一化も将来視野に入っていくという検討はなされるのでしょうか。

○**廃棄物政策課長** 今回その3工場体制、市内でずっと懸案、課題でございましたその3工場体制の合理化ということを進めておりまして、ここにきましてこの3工場体制の見直しを進めていくというような契機になってございますので、この3工場体制の見直しに合わせまして、かねてより合併以降この課題、同様の課題でございましたこの2制度体制についても同様の見直しを図っていききたいと、そう考えております。以上でございます。

○**内田** ありがとうございます。その点は進めていただきたいと思います。環境政策課のほうにお尋ねします。環境政策課、ちょっと複数ございます、申し訳ございません。まず、谷津田保全事業につきましては、随分谷津田の協定、地権者との協定が進んでいるようですが、現在の進捗状況と新年度の見込みについてお示しくください。

○**次長兼環境政策課長** 現在の進捗状況でございますが、保全区域面積が約43.4ヘクタールのうち、協定に至りましたのが86.5%ということで、37.5ヘクタールが協定を結べている状況でございます。次年度につきましては、残りの15%ですが、既に農作をやっている地権者の方には一応協定を結んでいただきたいと思いますということでちょっとお話しはしているんですが、なかなか回答、いい回答いただけないというところもありますので、引き続き協定に向けて努力してまいりたいと思っております。以上です。

○**内田** なかなかいい回答もらえないということは、地権者さんとしてはどういった御意向があるのでしょうか。地権者さんの権利に差し支えない範囲でちょっと

お示しく下さい。

○次長兼環境政策課長 担当が直接地権者の方のお会いさせていただくんですけれども、一部は相続問題というのがございますけれども、詳細につきましてはなかなかお教えいただけない状況もございます。以上です。

○内田 そこは丁寧にヒアリングをしていただいて、ほかのことで解決できる事業、例えば今度新年度から公園緑地課というふうに都市部の事務も集約されるようですので、そことの連携とか、そういったことも必要になってまいりますので、多角的な面で地権者さんと他の部署とも情報共有していただきまして、丁寧なヒアリングをしていただいて、解決できる手段があれば、税制のこととかも含めまして御検討いただきたいと思っております。その辺は、他部署との連携は可能なんでしょうか。

○次長兼環境政策課長 議員御指摘の谷津につきましては、斜面林のお水を下で、谷津田で受けると、そういったような仕組みがございますので、そういった意味では都市部との連携で、全体的に谷津を保全するような方法も一つ大切かと思っておりますので、連携してまいりたいと思っております。以上です。

○内田 よろしく願いいたします。地球温暖化対策につきましては、これまでのエコ窓、太陽光につきましては、どういうふうに普及していきますでしょうか。周知方法と併せてお示しく下さい。

○次長兼環境政策課長 こちらにつきましては、4月に入りますと各事業者さん、こういったものを販売していただくように事業者さんにお手紙を出させていただきまして、そういった業者さんとの接点のときに、補助制度があることを御案内いただいて、お伝えいただけるような形で進めていきたいと考えております。以上です。

○内田 これは、市単独でございましたっけ、県との事業費との組合せでございましたっけ。

○次長兼環境政策課長 特にエコ窓につきましては、柏市は平成25年の補助制度を市単で立ち上げてまいりまして、やっと昨年度県のほうで補助メニューに入れていただいております。なので、先ほどの事業者さん以外にも、ホームページ等でPRをさせていただきたいと考えております。以上です。

○内田 太陽光につきましては、県との連携があるんでしたっけ。

○次長兼環境政策課長 基本的にこの補助制度につきましては、全て県の補助制度がございます。

○内田 続いて、放射線対策についてお尋ねいたします。まず、先ほども申し上げましたとおり、3.11から10年が経過したわけですが、次年度の放射線対策につきましては、今年度と継続、事業は継続されるということでしょうか。

○環境政策課副参事 令和3年度の放射線対策につきましては、おおむね変更はございませんが、1点、給食の放射性物質の検査について変更を予定しております。変更に至った経緯でございますが、私立の認可保育園ですとか、認定こども園などの団体から、令和元年度、令和2年度給食の放射性物質検査について、廃止を視野に入れた見直しなどを求められておりまして、これまで協議を重ねてまいりました



が、検査開始以来基準値を超える結果が一度もないことなどを考えまして、令和3年度から私立の子供関係施設につきましては、給食の放射性物質検査を取りやめることといたしました。しかし、このことによりまして保護者の方から不安な声が寄せられることが大変心配される部分もございましたので、そのような場合には、園と協議を行った上で、該当園での検査を実施できるように検査費用の予算計上はさせていただきます。また、私立と公立の検査体制のバランスも今回考慮いたしまして、公立保育園につきましては全園統一メニューとなっており、また納入業者も7社となっている特徴があることから、5社ごとに代表園を決めまして、その園で検査を実施することといたします。また、小中学校につきましては、中学校区ごとに毎年代表校を決めまして、3年で全ての学校の検査を実施するよう変更いたします。これ以外の対策は変更ございません。以上でございます。

○内田 9月の決算時期の本会議の質問の中では、変更点はないというふうなお話でございましたが、変更点が生じたのは、その9月議会以降の議論なんでしょうか。お示してください。

○環境政策課副参事 9月議会以降、令和元年からこの協議は続けておりまして、最終的には9月議会以降の中で、話し合いの中で決定をいたしました。以上でございます。

○内田 縮小がそういう形になってしまうことは大変残念でございますが、これはあれですか、保育運営課も了承済みのことなんですかね。

○環境政策課副参事 保育運営課と協議を重ねてまいりまして、最終的にこの結論に至ったものでございます。以上です。

○内田 保護者から問合せがあった場合は、個別に検査するというところでございますが、これはちゃんと周知されるのでしょうか、お示してください。

○環境政策課副参事 これも保育運営課と協議いたしまして、なるべく周知できるように、この後詰めてまいりたいと思います。以上でございます。

○内田 学校のほうも、学校のほうで、ちょっともう一回御説明していただいてよろしいでしょうか。ちょっとうっかりしちゃいまして、すみません。

○環境政策課副参事 小中学校につきましては、中学校区ごとに、中学校区の中に小学校も含まれますが、毎年代表校を決めまして、3年で全ての学校が検査ができるように今後実施してまいります。以上でございます。

○内田 こちらも今までは1年置きだったものを3年置きという感じになってしまうのでしょうか。

○環境政策課副参事 そのとおりでございます。

○内田 この辺につきましても縮小ということになってしまいますのは残念でございますけれども、こちら保護者から、あるいは市民団体等から要請があった場合は個別対応で何かできることはございますか。

○環境政策課副参事 小中学校につきましては私立幼稚園と違いまして、完全に廃止ではございませんので、保護者の要望に応じまして検査を実施するという予定は

現状ではございませんが、ただ令和3年度これを始めまして、こういったような声が寄せられるか、その辺は教育委員会と話し合いをしたい思っております。以上でございます。

○内田 縮小となってしまいますので、この辺は市民団体、あるいは市民等に相当な理解がされるよう、そこは丁寧に説明していただきたいと思いますし、もし万が一放射性物質が発生したら、それはやっぱり元の体制に戻していただきたいと思います。その辺については、万が一の場合が発生したら元の体制に戻すということも視野に入れているのでしょうか。

○環境政策課副参事 令和3年度始めまして、様々なことが発生した場合には、それ以降もそうですが、教育委員会と丁寧に話し合いを進めてまいります。以上でございます。

○内田 その点は、しっかり教育委員会とも話し合いを進めるとともに、市民、市民団体等とも情報共有をしていただきたいと思いますというふうに考えております。放射線対策につきましても、ちょっと人員体制をお尋ねしたいんですが、先ほど今年度とそれ以外はおおむね一緒だということだったんですが、今放射線担当は、一応担当2名に他の事務と決裁権を持つ、専決権を持つ管理職1名の計3名という体制でございますが、この体制が維持され、放射線対策担当である旨が分かるような表示、これについても継続的に行われるのでしょうか。

○環境政策課副参事 令和3年度も体制全て同じような形で実施してまいります。

○内田 すみません。放射線担当という表記もしっかり残されるということでしょうか。

○環境政策課副参事 放射線担当も明示してございます。以上でございます。

○内田 あと、市民団体等からは新年度側溝等の、側溝や2017年度に体育館のほうから高濃度放射性物質が検出されて、それ以降、毎年緊急点検をしてもらっているわけですが、雨どい下とか、落ち葉の堆積場とか、あるいは側溝とか、こうしたところの、とりわけ市民団体等から要望いただいているのはその側溝についてでございますが、この点は新年度も充実していただけるのでしょうか、お示しくください。

○環境政策課副参事 側溝の放射線量の検査ですとか、御要望いただいた部分については、回答いたしましたとおり、現在教育委員会と協議をしていますので、どのような形で実施するのが一番効果的か、回答したとおりに今進めているところでございます。また、放射線に関する市民団体との市の関わりですが、これまで空間放射線量の測定は情報共有に伴う懇談会の実施など行っており、市民団体との協働は重要なテーマであると認識しております。お互いどのような関わり方がベストな状況であるか、引き続き検討しながら、良好な関係を築いてまいりたいと考えております。以上でございます。

○内田 そこはパートナーシップで進めていただきたいと思いますということでございますので、よろしく申し上げます。とりわけ側溝でございますし、私もそこは賛同

できるところでございますが、放射線量がとりわけマイクロスポットと呼ばれる高いところが想定されるところについては測定、そして検出された早期の除染ということは、今後も引き続きお願いいたします。

続きまして、化学物質アレルギーへの対応でございますが、これは1点確認でございますけれども、来年も化学物質の使用等に関して留意する旨の回覧板というのは地域支援課を通じて回していただいていると思うんですが、来年度、これまでもですね、来年度もこの取組は継続されるということでよろしいでしょうか。

○次長兼環境政策課長 今年度はコロナの関係ございましてお配りできなかったんですけれども、来年度に入りまして、5月に早々大変重要なことでございますので、回覧させていただきます。以上でございます。

○内田 その点は、コロナ情勢というところ、まだ見通せない状況ではございますけれども、状況が許せば早期に回覧をしていただいで、とりわけ化学物質アレルギーというのは、なかなか症状認定もしてもらえず、非常に苦しんでいらっしゃる方、少数ではあるかもしれないですけども、重篤な症状が出る方もいらっしゃいますので、とりわけこの点はよろしくお願いいたします。

続きまして、路上喫煙問題についてお尋ねをいたしますけれども、昨年9月議会で市民環境委員宛てに路上喫煙に対しての取組等を求める要望、陳情がなされている、要望がなされているわけで、市長への手紙も出されているという経緯もございます。それを受けてというわけではないんですが、政策的な観点で、路上喫煙問題については、具体的にパトロールの土日の実施とか、その点については来年、新年度早々というわけにはいかないんでしょうが、将来的にはこれは検討できるということによっていいんでしょうか。

○環境サービス課長 土日のパトロールについてでございますが、現在指導員につきましては、違反者のトラブルや暴力を振るわれる可能性等もございするため、その対処につきまして、対応の経験と専門性から、千葉県警の警察官OBを紹介していただくことで対応を行っております、その要件として、月曜日から金曜日までの週5日の勤務としているところですが、昨今指導員の確保にも苦慮しているところでございます。土日につきましては、市役所が閉庁している中での過料の扱い等の課題等もございします。路上喫煙や受動喫煙については、そのほかにも様々な苦情であるとか要望を今頂戴しているところでございますので、今アフターコロナでの今後の社会情勢も踏まえまして、まずは今できる範囲で受動喫煙対策を、担当している保健所の部署とも連携いたしまして、パトロール時間や滞在時間を工夫しながら、環境美化や歩行者の安全性、市民の健康のために理解していただけるよう指導等に努めてまいります。その上で路上等における喫煙行為への各施策の効果を確保いたしまして、必要に応じた施策の追加や修正を行ってまいります。土日のパトロールにつきましては、その中の一つとして考えてまいります。以上です。

○内田 すみません、所管のほうで、こちら環境サービス課のようだったもので、すみません、事前に御指名申し上げないで、失礼いたしました。

路上喫煙でございますけれども、今の御答弁ですと、健康増進課との連携というんですか、健康の面からもアプローチが必要と思うんですが、健康増進課の情報交換とか、連携につきましてはどのように進めてまいりますでしょうか、お示しください。

○環境サービス課長 今回の市長の手紙であったり、苦情とか、あるいは要望がございます。それに合わせまして、所管の部署と連絡を取りながら施策を進めているところでございます。具体的には私ども環境部ですので、環境美化や歩行者の安全について、路上喫煙、路上に出た場合の注意、指導を行うとともに、保健所のほうは受動喫煙、煙の問題がございますので、やはりこの路上喫煙につきましては、ポイ捨て等も含めた環境的な問題と、あと受動喫煙という健康的な問題、この2点があると認識しておりますので、連携を取りながら、例えばお店であるとか、そういうところにつきましては連携を取って対応しているところでございます。以上でございます。

○内田 受動喫煙問題と路上喫煙問題というのは一体でございますので、保健所、健康増進課との連携は強化していただきたいと思います。どちらかが独り歩きするのではなくて、歩調を合わせて、積極的に進めていただきたいと思いますというふうに考えております。

議案第31号については以上でございますが、ちょっと32号も続けちゃってよろしいでしょうか。

○委員長 じゃ、ちょっと休憩入れます。休憩後でいいですか。

○内田 はい。

○委員長 じゃ休憩後に、内田委員、継続で。

○内田 ありがとうございます。

○委員長 それでは、暫時休憩といたします。

午後 1時42分休憩

○

午後 1時47分開議

○委員長 それでは、再開いたします。

質問の続き、内田委員。

○内田 すみません、お時間を頂戴して恐縮でございます。議案第32号の国保会計についてお尋ねいたしますが、まず財政調整基金の見通しなんですけど、広域化、県広域化されて以降、やっぱり財政調整、会計の仕組み上、財政調整基金が非常に積みづらいということがございますけれども、ちょっと保険年金課のほうにお尋ねをいたしますが、財政調整基金の今後の見通しというんですか、これはどういう状況になってまいりますか。

○保険年金課長 財政調整基金の活用でございますが、コロナ禍が拡大するまでは年間約3億円か4億円の数字を取り崩しまして、保険料の上昇の補填に充てるという計画でございました。ただ、現状経済状況を加味しますと、この3億円か4億円

という数字を使うということは、令和3年度の赤字繰入れの補填の部分から考えましても予定が大分大幅に変わっております。また、直近の法改正を見据えまして、県で持っています財政基金があるんですが、これの取崩しが拡大されるという、活用で拡大されるということであつたり、今の国会で議論されております後期高齢者医療保険の2割負担の増設といった部分で、後期高齢者の支援金が減る可能性があるといったこともございますので、様々な状況加味しながら、変化に応じまして基金の活用を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○内田 基金の活用は図っていただきたいんですが、一方で、基金がなかなか積み上がっていかないという状況なんです、これは今後基金が、次年度以降、新年度以降、基金の積増しは、やっぱりどうしても減少していく、将来幅としてどれくらい減少していくことを見込んでいるのか、お示してください。

○保険年金課長 まず、基金の積立てでございますが、収支の差額の半分を積むということルールにしております。財政の都道府県化になりましてから、ほぼ繰越金が出ないということになっておりますので、大体数千万単位の積増しになっていくと思われまして。あとは、当然そういった出ていく一方で積む数字が少ないということでございますので、おおむね現状でいきますと、3年から4年ぐらいの間には基金が枯渇するんじゃないかというふうに予想しております。以上でございます。

○内田 基金がしっかりためられて、基金からの繰り出しができるように、基金の取崩しもできるようにして欲しいんですが、これ両方両立するというのは大変難しいところではございますが、新年度どういう取組を検討してまいりますか、基金については。

○保険年金課長 そうですね、基金に対しての取組というのはなかなか難しい部分でございます。保険給付費の軽減を行うことは、私どもに課せられました課題であるというふうに認識をしております。給付費をいかに減らしていくかということが今後の課題じゃないかというふうに認識をしております。以上でございます。

○内田 基金については、積増しも難しく、一方で基金の活用も必要だという両側面がございますので、これはよく研究していただいて、どうすればいいのか、内部でよく調整していただきたいと思っております。あと、去年もお尋ねしたんですが、滞納が発生した場合に、債権管理課への移管のことなんですけれども、移管の基準というのは、あれから1年経過しましたけれども、新年度以降何か基準みたいなものというのを設ける予定はございますでしょうか。

○保険年金課長 申し訳ございません。残念ながら1年たっても基準といったものは策定しておりません。滞納の状況、複数の債権が重なっているとか、あと額に応じまして、債権管理課と調整しまして、移管するかどうかというのを決めております。以上でございます。

○内田 債権管理課のマナーを持った債権の回収の仕方にもよりけりなんです、複数の債権がある場合というのは、やっぱり債権管理課に移管したほうが、複数の側面からもアプローチできるし、福祉へもつなげやすいと思うんですが、その点は

どうなんでしょうか。

○保険年金課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○内田 債権管理課のほうには、節度あるマナーを持った債権の回収に努めていただくことを御要望していただくとともに、債権管理課への移管をある程度していただいた上で、必要に応じて福祉、生活保護やほかの制度等にもつないでいくというようなことも必要かと思えます。この点につきましては両課の連携でよろしく願いたいと思います。

続きまして、県内一律の保険料ということの本会議で視野に入れている旨の答弁がございましたけれども、この点については新年度は実施するのか、あるいは検討を深めるのか、今の現状についてお示してください。

○保険年金課長 令和2年度中の統一化に関しての動きなんですけど、まず6年間の期間を定めました千葉県国民健康保険運営方針というものを定めまして、中間見直しの年になっております。令和2年度に関しましては、各自治体の現状だったり、課題だったり、あとはそういったもろもろの意見を持ち寄りまして、どういった課題があるかということを検証いたしました。3月中の予定でございますが、今月中ですね、まとまった資料に関しまして千葉県のほうで公表ということで予定しております。以上でございます。

○内田 そうすると、広域化結構早く進むという考えなんですか。広域化じゃない。ごめんなさい。一律。一律化です。

○保険年金課長 そうですね、やはりなかなか皆さん地域の御事情が、所得の格差だったり、医療費水準の格差といったものがございまして、おいそれと一気に、じゃやるかというところは難しいというふうに私は認識しております。ですから、恐らくなんですけど、多分次期の計画、6年間のスパンにしていますので、今現在令和6年3月31日までの期間になっておりますので、令和6年4月1日以降に何らかの答えが出るんじゃないかというふうに認識しております。以上でございます。

○内田 広域化、私は焦らなくていいという認識、これは多分課長とも共有できるかと思うんですが、県内で広域化を望んでいる地方公共団体という市町村はあるんでしょうか。

○保険年金課長 実際ございます。以上でございます。

○内田 希望している自治体もあるので、丁寧な議論は必要かと思うんですが、拙速な決断というのはやっぱり避けたいということをおのほうにもお伝えいただきたいし、市のほうでも精査していただきたいというふうに考えます。広域化、先ほど私広域化と申し上げておりますが、広域化既にされているので、県内統一の保険料とすることにつきましてでございますけれども、その場合本市において影響、保険料率の、保険料負担の影響というのはどうなっておりますか。

○保険年金課長 やはり県の財政基盤にしましたのを平成30年から財政運営変わりましたので、本来ですと、どこの市に住んでおっても、所得が同じであれば保険料が同じというのは理想でございます。ただ、そうはいいまして、現状かなり団体

によって格差がございますので、現状ですと所得が多いところに関しましては保険料が高めに出るいうところがございます。ですので、この経過期間をどういう形で乗り切っていくかというのを恐らく各団体のほうでも、なかなか頭が痛い問題じゃないかなというふうに認識をしております。本市に関しましては、やはり所得水準が高いということもございますので、保険料は高めに出てくると、納付金ですね、高めに出てくるという傾向でございます。以上でございます。

○内田 保険料の抑制等につきましても重要なことでございますので、高めになってしまうということがあるのであれば、やっぱりなおのこと慎重に県内統一の保険料につきましても検討を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、特定健診でございますが、新年度から特定健診の幅をちょっと広げるということでございますけれども、これは39歳を対象に加えるということでしたっけ。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○内田 そうしますと、私は、特定健診の幅を広げるということなんですが、1年間だけではあまり効果が見込まれず、もう少し35歳とか、そういうことも検討されればよかったかと思うんですが、その辺の状況はどうなんですか。

○保険年金課長 確かに議員おっしゃるとおり、若年層から健康に留意していただく、自分の健康状態を知っていただくということが、将来の生活環境の悪化という部分の防止には有効な施策かと思っております。ただ、なかなか保険料を財源にしまして、一部補助金はあるんですが、補助金があるとしても、保険料はちょっとメインの財源で事業運営しておりますので、拡大によっては保険料の負担が増加になってしまうという懸念もございますので、この辺のバランスがなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○内田 これは、国保会計で単独支出するのか、この事務分については一般会計から繰り入れるのか、その辺の財政の仕組みを教えてください。

○保険年金課長 基本的には保険料で支出いたします。以上でございます。

○内田 あと一点、ちょっと気になるんですが、39歳からということは、39歳までは保険事業利用券でも特定健診を受けられるので、場合によってはこれ二重行政という形になってしまいがちなんですが、その指摘については何か見解ございますか。

○保険年金課長 委員おっしゃるとおり、そこは懸念でございます。ですので、39歳のプレ健診に関しましては、保険利用助成券との併給は一応不可ということで、自己負担1,400円を求めまして実施していきます。以上でございます。

○内田 そうすると、保健事業利用券の活用は38歳までということになりますか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○内田 了解いたしました。ただ、その周知というのは必要でございますので、その辺もよろしく願います。自己負担が出るということではございましたが、これは39歳のみ自己負担ということでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○内田 財政が厳しい中ではございますけれども、できるのであれば、35歳くらいからやっていく必要、特定健診の対象としていく必要はございますけれども、その辺についてはよく御検討いただきたいというふうに考えております。

すみません、もう一点、時間がないところすみません。環境政策課で1点ちょっと質疑漏れをしてしまいました、失礼いたしました。もう一度ちょっと環境政策課にお尋ねいたしますが、新規で、地球温暖化対策のところですが、新規の取組が予算計上されておりますけれども、ちょっと具体的に詳細をお示してください。

○次長兼環境政策課長 皆さん御承知のとおり、昨年10月に指標の温室効果ガス排出量実質ゼロ、2050年までに達成するというカーボンニュートラルの目標宣言がございました以降、国の脱炭素化の動きが非常に加速化されておりますが、答弁もありましたように、市の削減目標は一昨年皆様に御尽力いただいた中で、条例、計画が策定したばかりなので、そちらのほうを進めていくというところが実際でございます。改正に当たりまして、もし改正するに当たりまして、国の実行計画等の内容を踏まえる必要があるというふうに考えておりますので、今の予定ですと5月、6月等々予定が示されておりますが、その具体的に示されるまでの間、産業、民生というところはまだ決めかねておりますけれども、温暖化の取組に事業者の皆さんや、それから市民の皆さんをどうにか巻き込むというような事業が必要ではないかというふうに考えております。基本的には、イベント系になりますけれども、参加型のワークショップあるいはパネルディスカッション、基調講演等、そういった形で何か市民と事業者の皆様に御参加いただくような形で国の施策が示されて、私どもが吟味するまでの間、ちょっとつなぎという部分も含めますことや、それからきっかけとすると、脱炭素化に向けましたきっかけとして、10月ないし秋頃にそういったような事業を実施したいと考えておまして、予算的には謝礼金40万と、それから会場使用料10万円という形での50万円を計上させていただいております。以上です。

○内田 その点も含めまして、地球温暖化対策については強化していただきたいことを申し上げまして、私の議案第1区分に対する質疑を終了します。ありがとうございました。

○浜田 よろしくお願ひします。まず、当初予算の概要の38ページの近隣センターの改修なんですけど、概要については、先ほど内田委員の御質問で判明しましたので大丈夫です。これの中に空調の設備工事というのがあるんですけど、こちらの、どのような見直しをしているのか、またそのランニングコストの削減などの見直しによる効果はあるのかということをお示してください。

○地域支援課長 申し訳ありません。ランニングコストの削減については、現在ちょっと手元に資料ありません。

○浜田 すみません。工事、空調工事について、どのような更新工事をしたのかお聞きしました。

○地域支援課長 空調工事につきましては、こちらGHPの工事になります。

○委員長 もう少し細かく。



○地域支援課長 ランニングコストにつきまして、申し訳ありません、約10%の削減になっております。

○委員長 ちょっと時間……

○浜田 後ほど。

○委員長 後ほどにさせていただきますので、ちょっと待ってください。

○地域支援課長 申し訳ありません。

○浜田 そうすると、今後いろいろと近隣センターも割と築年数たっていますから改修が続くかと思うんですけども、この中に、先ほど内田委員の御発言であったバリアフリーに関してのというのは、今回の改修ではありますか。

○地域支援課長 近隣センターにつきましては予定しておりません。

○浜田 分かりました。そうすると、バリアフリーはぜひちょっと近隣センターも使用している方、障害をお持ちの方も多いので、ちょっと進めたいなという思いはあるんですけども、これも含めて改修について、今後どのような部分を中心に行っていく御予定か、お聞かせください。

○地域支援課長 今後につきましては、まず公共施設の個別計画につきまして実施していく予定ですが、老朽化しているところにつきまして中心的に改修をしていく予定でおります。

○委員長 具体的にどこからとか、今申せる範囲でどうですか。

○地域支援課副参事 お答えいたします。近隣センター、建ててからもう30年、40年近く経過しておりまして、躯体に伴う設備がほぼ老朽化しております。空調等につきましても、大体15年が目安となっておりますが、これは全て切れております。経過しているので、近年多くなるのは、その空調関係がどうしても故障してくる、不具合が出てくるというところで、その辺りを中心に整備を進めてまいります。議員からお話しいただきましたバリアフリー等につきましては、今うちの課長が申しましたとおり近隣センターの個別計画がございますので、そちらの中で順次進めてまいりたいと思っております。以上です。

○浜田 ありがとうございます。空調については、これ大体今回体育館も出ましたけれども、やっぱり空調の設備を更新することによって、かなりランニングコストとか、そういったことの削減にもつながると思うので、ぜひ推進していただきたいと思っております。ありがとうございます。この点は結構です。

続きまして、マイナンバーなんですけど、44ページです。マイナンバーの普及促進なんですけれども、現状についてまずお聞かせください。取得率とか、そういったものについてお聞かせください。

○次長兼市民課長 現状をお伝えしますと、今年度末、2月末日現在で交付率が27.6%でございます。今年度に入ってから4万、約4万4,000枚交付をしております。以上です。

○浜田 以前お伺いしたとき、十六、七%だったかなと思うんですけども、大分促進がされているのかなという印象なんですけど、今回のこの普及促進の事業によっ

て、こういったところをより促進していくための施策とかということがありましたら教えてください。

○次長兼市民課長 1年前、元年度末で17.1%でございました。約10%上乘せということで、これには国のほうで進めておりますマイナポイント、こういったものが追い風というんでしょうか、交付申請につながったのかなというところでは感じておりますけれども、ただ一方で、コロナウイルスの関係で、交付の促進という意味で、私どものほうから事業所ですとか、あるいは会社、そういったところ、学校、そういったところ出張って行って申請を受け付けるということを計画しておりましたけれども、なかなかそれができなかったというのが実情でございます。以上です。

○浜田 その出前というんでしょうか。そういったことは、来年度はおやりになる御予定ですか。

○次長兼市民課長 先ほど申し上げたとおり、コロナウイルスの関係もございまして、ちょっと時を見て、できると判断したら積極的にやっていきたいと考えております。以上です。

○浜田 令和4年からでしたっけ、保険証、保険の機能、3年でしたっけ。今年度か、ごめんなさい。今月から。それもまたちょっと促進ができる一つの要因かなと思うので、ただちょっと保険に入っている方というか、そのマイナンバーカードと保険証と一緒に使う方って結構高齢者も多いと思うので、そこはさっきおっしゃったようなコロナ禍とはいえ、やっぱり御自身で出向かれてこられない方ってすごく多いと思うので、そういったところもちょっと見つけていただくなり、郵送でしていただくなりということをもっと推進していただいたらいいかなと思います。よろしくをお願いします。

○円谷 お願いします。最初にオリ・パラ、具体的にこういったことを行っていくか、お示してください。

○スポーツ課長 今年度先行きが不透明なところもありますが、国や県が示しているイベントに関する感染症予防ガイドラインを守りながら、車椅子テニスや障害者スポーツに興味、関心を持ってもらうための交流や体験型イベントの実施、それから限りはあるんですが、市内小中学校の児童生徒らを対象に、大会の観戦チケットの配付、さらには聖火のトーチの設置や商業関係者、鉄道事業者等と連携をしながら、市内各所に横断幕やフラッグ等広告物を掲出して、機運醸成を図っていきたいと考えております。以上です。

○円谷 やっぱりちょっと大会自体がなかなか盛り上がっていくのが難しいような状況の中なので、市としてもできることも限られてくるころだとは思いますが、柏市にはラグビーワールドカップのときにしっかりとホストタウンとしてといいますか、キャンプ地として、またニュージーランド代表を応援する立場としてもしっかり大会を盛り上げて、子供たちにも交流事業とかで夢を与えることができたという実績があるかと思います。同じように、今回も先々につながるスポー

ツ資源として残るような取組を期待していますので、何とぞよろしく願いいたします。あわせて、通常の、通年といいますか、ふだんから行っているスポーツ推進事業、こういったものがございますか。

○**スポーツ課長** 通常に関しては、基本的にはイベント関係については、やはりコロナの影響は受けやすいんですが、継続して、イベントについては手賀沼エコマラソン、それから新春マラソン、あるいはスポーツドリームかしわ、それから継続事業といたしまして、やはりスポーツの普及に関しましては、スポーツ推進委員という方が市内に60名程度おりますので、継続的なスポーツの普及促進、そういったものを図っていきたいと思います。それから、実施に当たっては、スポーツ協会あるいは関係団体ありますので、その辺で連携を取りながら、共催の協力とか、そういった形で進めていきたいと考えております。以上です。

○**円谷** 今年度ですか、令和2年度に多くの行事、大会とかも中止になりまして、エコマラソンもそうなんですが、中止の期間が長くなればなるほど、やっぱり再開するのが難しくなるというか、同じ熱量で続けていくのは難しいというふうに思います。特に大きな行事、花火大会とか柏まつりが中止になると、それに引っ張られてというわけじゃないんでしょうが、各団体の皆さんとか、町会の行事とかもそうなんですけれども、どうしても中止になりやすくなって、特にスポーツに関してはしっかりとそのガイドラインといいますか、感染対策をしながら続けていくことも可能な部分もあるのかなというふうに思いますので、役所としても、もちろんスポーツ課だけじゃないと思うんですが、こういった形で開催ができるんじゃないかとかいった、そういったアドバイスとかもしながら、できるだけ速やかにといいますか、例年と同じような大会とかが行われることがいいのかなというふうに思います。何とぞよろしく願いいたします。

それで、コロナ禍を通して、大分スポーツを取り巻く環境も変わってしまったのかなと思うんですが、スポーツ推進計画は、今年度多分折り返しなのかなと思うんですが、たしか28年、見直しの予定とかはございますか。

○**スポーツ課長** 今年度2期のスポーツ推進計画がちょうど見直す中間年に当たりましたので、審議を重ねまして、見直し版を、向こう5か年の方向性あるいは具体的内容を定めた後期というか、見直し版を行いました。主に重点的には、やはりターゲットを親子というか低年齢層、あるいは働き盛りというか、なかなかスポーツに接触できる機会がない世代、ターゲットは、その辺をターゲットにして、なるべくスポーツの実施率が上がるように、いろいろな機会、イベントの機会を設けたり、それから情報発信を、SNSをフルに活用したりして、スポーツ情報の発信ですとか、あらゆる角度からそういった支援する形で、少しでもスポーツ実施率を上げる形で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○**円谷** 分かりました。完成を楽しみにしています。それと、ホームタウンというところ、やはり応援の機会とかはちょっと減ってしましまして、どうしても熱気が今、下がっている状況なのかなというふうに思います。そうすると、どうしてもま

ちのにぎわいですとか、そういったところにも影響が出てきてしまいますので、恐らくスポーツ課でも一生懸命やってくさって、ユニホーム着て業務に従事したりとかということも、取組も行っておりますので、その辺の継続した取組というのをお願いします。これは答弁結構です。よろしくお願いたします。

次に、ホームページなんですけど、リニューアルをしまして、これから市民の皆さんも使っていく中でいろんな意見が出てくるかと思うんですが、その反響といいますか、そういった市民の声といいますか、アンケートのようなものというのは取る予定ございますでしょうか。

○**広報広聴課長** ホームページ上というわけではないんですが、広報かしわ等で例年アンケートを取っておりますので、この中で反響等聞いてみたいと考えております。以上です。

○**円谷** 担当課としては、例えばアクセス数とか、ユニークユーザーの数なんか分かりませんが、そういったことは統計として取ってはいらっしゃるんですか。

○**広報広聴課長** アクセス数等は、こちらで把握してございます。

○**円谷** 柏市の自治体のもとはいえ、ウェブサイトなので、やっぱり見られて何ぼというところはあるかなと思います。いろんな有名な方に記事書いてもらったりとか、そういう取組をしていることは存じてはいるんですが、さらにその辺、いろんな企画出してもらって、アクセス数を上げると。そして広告というところもしっかり募集をして、柏市の一つの収入源にしていかなきゃいけない大きなコンテンツだと思えます。その辺リニューアルを機に、さらなる強化を求めますので、しっかりと取り組んでください。

次に、水道なんですけど、今行っている庁舎の建設と、あと組織、下水道の組織統合というところ、今年度の進捗見込みをお示してください。来年度ですね、進捗見込みをお示してください。

○**次長兼（水）総務課長** まず、庁舎の建設につきましては、第1期工事、第2期工事、大きく分けてございます。第1期工事、ポンプ棟の解体と庁舎の新築工事、これに伴う電気工事と機械設備の工事、この3本が今発注して実施している段階でございます。この第1期工事のメインでございます建築工事については、この3月末で進捗状況は74%となる見込みでございますして、一応工事等は予定どおり順調に進んでいるというところでございます。また、来年度に入りまして、庁舎が、新築庁舎が完成した後に、現在使っている古い庁舎、こちら第2期工事で解体工事して、駐車場の整備並びに100立米の耐震性貯水層を1基設置するという予定でございます。あと組織のことについては、今回御答弁もさせていただきましたが、新しい庁舎が建って、上下水の人員が入るという受皿がどうしても必要ですので、庁舎が完成した後、年度切替えの令和4年度4月1日をもって組織改正という予定でございますして、関係する業務の所管の調整とはほぼ調整を図っておりますして、また今後、来年度具体的な人員、定数の関係ですとか、あとは細かな業務の所管と、そこまでを来年度中に調整して、12月議会で御審議いただきたいと考えております。以上で

す。

○**円谷** 分かりました。ありがとうございます。最後に、環境部にちょっとお伺いしたいんですが、先ほど震災から10年でというようなお話もありましたけれども、震災時、震災が起きた場合とか、まちの機能をいち早く取り戻すために必要なことの一つとして、ごみをいかに処理できるかということが大事だと。人が足りていても、要は作業する人が足りてても捨てられる、ごみが捨てられないと、まちをきれいにしていくことができなくて、機能を復活させることができないということがあるのかなと思います。その辺で環境部として、そういった場合の対応策といいますか、災害協定なのか分かりませんが、そういったことをしっかり進めてもらいたいと思うんですが、その辺についてお考えといいますか、お聞かせいただければと思います。

○**廃棄物政策課長** 委員おっしゃるとおり、災害時のごみ処理につきましては、この処理が進まなければその後の復興がなかなか進まないというふうに、そういうふうに考えております。こういったところから、市のほうでは災害廃棄物に対します備えといたしまして、令和元年8月に柏市災害廃棄物処理計画のほうを策定しております。この計画では、国ですとか他の自治体、そういったところと連携をするということを基本とした協力体制を構築するということで適正で迅速な処理を行うということを目指してこの計画を策定しているところでございます。以上でございます。

○**円谷** 市内の業者さんとかも恐らく協力してくださるようなところも出てくるのかなというふうに思います。今後引き続き進めていただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○**委員長** 暫時休憩いたします。

午後 2時24分休憩

○

午後 2時30分開議

○**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○**福元** この1年、コロナ禍ということで、とても地域活動等が止まっていたということですのですごく気になっていまして、地域支援関係でちょっとお尋ねなんですけども、コロナ禍ということもあって、止まっている地域活動のために今後令和3年に向けて何か市としてフォローしていくとか、予算をかけていくとか、そういったところの検討というのはありますか。また、オンラインというのが一つネックになっている町会等も多く見受けられて、そこでなかなかスムーズにできていないということもあるのかなということを見ているんですけども、その辺りの対応ということについては、何かお取組について検討ありますか、お聞かせ願います。

○**地域支援課長** まず、オンラインにつきましては、今年度も町会等情報交換会という町会のいろいろな方がオンラインで参加する会議をやりまして、会議というか、

情報交換会をやりまして、そこで試行的にオンラインでやってみたんですが、非常に評判がよかったものですから、今年度、最初に始めたのは10月からだったんですけども、その後いろいろこちらでも準備をしまして、違和感のある方とかもいらっしゃるとは聞いているんですが、できることをやろうということで、オンラインの導入に向けて町会等に働きかけをしてきております。以上です。

○福元 市の姿勢というか、市がやっていこうということは十分というか、理解したいところなんですけど、やはりちょっと現場というか、地域に戻るとかなり戸惑っていて、なかなか市の方針とか方向性というのもちょうと理解できていない、理解できないというところも声が聞こえてくるので、やはり令和2年と同様の令和3年であってはならないと思いますので、やっぱり具体的に、学校の、小学校、中学校のほうでもGIGAスクールが進んだりして、オンラインというところが日常に入ってくることもありますので、地域の方々もみんながみんなすんなり入ってこれるとは思わないんですけども、いろんな方がいらっしゃるといところの立場立場に立って、寄り添う形でそういった政策を進めていくとともに、地域活動が本当に、令和2年本当に止まっていたようなところありますので、なるべく円滑にというか、コロナの下における進め方というのを市でも模索というか、市民とともに一緒に考えていくような取組というか、そういったことに注いでほしいなというふうに思うんですが、何かあればよろしくお願ひします。

○地域支援課長 委員おっしゃるとおり、コロナ禍で地域コミュニティ、コミュニティ活動停滞していたというのは実感としてあります。令和3年度ですけれども、このようなコロナ禍ですんで、一つだけこういうことが正しいという価値観ではなくて、いろいろな価値観を持って、例えばオンラインですとか、いろいろなやり方、とにかくできるいろんな手法をちょっと検討しながら、このコロナ禍で、ウィズコロナじゃないですけども、コミュニティの停滞にならないようなことを様々考えていきたいと思っています。その中で、コロナに対して、コロナがあるということで集まることに否定的な方と、集まりたいという方いらっしゃいますので、その両方の方の気持ちに寄り添いながら、一番いい解決策を考えていきたいと思っています。以上です。

○福元 やはりこういう判断が難しい状況に置かれると、市民の皆さんやっぱり市がこう言っているからとか、市がこういうふうに何時までと決めているからとかという具体的なところで、やっぱり基準にされて動かれる方も大勢いらっしゃいますので、やっぱりちょっと市がある程度難しい状況ではあるんですけども、地域活動に対するイニシアチブというか、やっぱりちょっと方向性、引っ張っていくという姿勢があつてこそ、いろんな町会さんも、また新しい取組というのが見えてくると思うので、ぜひ新年度、令和3年度は、令和2年度からは大分違う前向きな1年にしていきたいなと思います。以上です。

○山田 それじゃ、お願ひします。区分1ですけど、当初予算の概要の中の29ページ、リサイクルプラザの長寿命化工事、これ一応この体制いろいろ出てきて、みんな

なは、議員はコロナ禍でどんな、各事業がどう滞っちゃうかなとか、いろいろ心配してたんですけども、これ工事順調に進んでいるのか、現状の工事内容についてちょっとお示してください。

○**廃棄物政策課長** リサイクルプラザの長寿命化工事につきましては、令和元年度から着手しております、これまでのところ施設を稼働させながら、休日などを利用しながら順調に工事を行ってきております。これまで令和元年度、そして今年度、令和2年度につきましてはプラント設備工事、そして空調設備の工事、それと照明設備の工事、これを実施して全てを完了させているという状況でございます。また、施設自体も工事後問題なく安定して稼働しているという状況でございます。以上です。

○**山田** 本当に生活ごみとか、災害ごみの処理とか、いろいろ大変ですけど、特にこのプラスチック、これの処理については、本当に大分大きな懸案状況になってきてまして、国のほうではカーボンニュートラルだとかいろんなことあって、将来本当にこれのプラスチック、廃プラの利用はどうするのかとか、いろんな同時並行で資源の再利用、再商品化、大変だと思うんですけども、あともう一つ、このカーボンニュートラルの方向性の中で、自治体は容器包装が主体ですけれども、いわゆるパッケージごみだとか、大型ごみですか、これのほうの関係の連携というのは国との絡みでごみ処理はどうなんでしょうか。

○**廃棄物政策課長** 国の示しております今後のプラスチック資源循環というところがございます。こういったところの方向性につきましては、やはり世界的にもプラスチックごみ問題というのがなかなか深刻化しているという状況ございまして、こういったところからプラスチック製品の製造から、そして廃棄物の回収まで、様々な主体おりますが、様々な主体がこのプラスチック資源循環の取組を促進する仕組みというようなものを構築していこうという、そういう動きだというふうに認識しております。例えばちょっと事例を申し上げますと、プラスチック製造メーカーに対しましては、環境配慮設計の認定制度というものが新たに示されるというようなことであったり、飲食店あるいは事業所などには、使い捨てのスプーンであったり、ストロー、こういった提供機会の削減を求めていったりということ、そして委員御質問のところの廃棄物の回収という部分につきましては、これまで御存じのとおり容器包装プラスチック類のみの回収としていたものを、新たに家庭から出されるハンガーであったり、おもちゃ、プラスチック製のおもちゃであったりと、そういった製品を市町村が分別収集、そして再商品化するような、そういう仕組みも設けるというようなことを予定しているということでございます。一方で、具体的な制度設計という部分におきましては、まだまだ示されていない、はっきりしない部分がございます。事業者であったり、市民であったり、我々自治体の負担がどのようになっていくのかということところは、ちょっと今現在は不明点が多いというところがございます。こういったところから、施策の具体的な内容について、引き続きこの後示されるというふうに聞いておりますので、国の動向を注視しながら、市民の皆

さんの負担の度合いであったり、私ども自治体の財政負担の度合いであったり、そういうことを総合的に考えながら、今後適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山田 ありがとうございます。本当に自区内処理の生ごみだとか、先ほども議論が出ましたけれども、焼却体制とか、柏市は随分バランスよくやっているけれども、今後この大きな産廃から始まったこのプラスチックの高度処理という体制、大変だと思いうので、あと本当にカーボンニュートラルなんていろいろ言ってるけれども、行政のほうで、国が指針を出すでしょうけれども、自治体のほうでその体制を各産業別、それから工業も含めて、そういうところの説得というか、理解を求めるのは、これ具体的に上から下りてきたり、指針が出ないと大変だと思いますけども、今しっかりした姿勢は分かりましたけれども、部長、これどうなんですかね。難しい問題出てくるんじゃないですか。

○環境部長 委員おっしゃるとおり、特にプラスチック問題は、皆さんの机の上、あるいは着ている服のボタンであるとか、我々の生活、事業の中で本当に浸透して、便利なものだと言われてきたんですが、実際には現在大体4つぐらいかな、例えば海洋汚染、柏市で言えば河川、湖沼にマイクロプラスチックが流れているとか、あるいは石油からプラスチックできますので、省資源の問題、あるいは地球温暖化の問題、そして昨今では、中国が廃プラを受け入れない、そして東南アジアの各国も受入れをやめつつあるという、大変世界的にも問題になっている難しい問題でございます。これに対し、国は、今担当課長からも話ありましたが、急加速させてプラスチック問題取り組んでいるところで、今国会でもプラスチックの資源循環の促進を図る法案を上程するというところまで来ていると。そのような状況の中で、柏市として今何をやるのかというところで我々も悩んでいるところなんですけども、委員おっしゃるとおり、まだ具体の国の、本当の具体策はまだ出てきておりませんので、ただ我々ごみ処理、プラ処理をやっていくものとしては、まずは適正処理を絶対にやっていくと、これが第一義的に大切だと思っております。それ以降のほかの施策については、国の実行計画だとか、あるいは法律だとかを見ながら、市民の皆さん、事業者の皆さんと、本当に効果を確かめ合いながら施策を進めていかなきゃならないなと考えているところでございます。以上でございます。

○山田 地球規模でのCO<sub>2</sub>とか、広い問題はこれから先になると思いますけれども、本当にそういう姿勢、取組聞きましたんで、それは本当にしっかりやっていただきたいと思えます。

それから、もう一つお尋ねしたいのは国保の問題です。じゃトータルで聞いていきますか。国保会計に、国保に加入者、いわゆる社会保険に入る人だとか、どんどん変わってくるでしょうけれども、国保に入る加入者の、これだんだん私は少子化なんかで、ニーズは高いけども、加入者、維持していく人口が少なくなっちゃうんじゃないかなと思うんですけど、状況なんかどうですか。

○保険年金課長 議員おっしゃるとおり、年々数が減っております、特に大きい



のは平成28年10月から社会保険の適用があった時点からは激減というんですか、実際そこでたくさん落ち込んだ形で、またさらにずっと減っているという状況でございます。さらに令和4年の10月から、さらに令和6年10月からというふうに、段階的に、今の501人以上の事業所ですと社会保険適用強制ということなんですが、101人以上、かつ51人以上と、段階的に下がってって、適用の拡大が社会保険の方々増えてきますので、なお国民健康保険への被保険者も減ってくるんじゃないかなというふうに予想しております。以上でございます。

○山田 本当に、今度のコロナで日本の医療体制がしっかりしていたということで、支えているところはよく分かると思うんですね。ただ、窓口で、国保の窓口では、これ必要な保険だから、結局滞納とか減免とか徴収猶予とか、そういうような問題があったとしたとしても、だんだん貧困世代とか、それから無保険、それから生活実態に合わせて、窓口の相談って結構大変になっているんじゃないかと。先ほどの意見もちょっと出て、それをいろいろ困った人がどういうふうに相談に来るのか、一応柏市では福祉体制とか、相談窓口って、葬式のときは全部窓口一本化してくれたけど、いろんなところでこの生活実態に合わせて、相談というのは結構だんだん多くなってきてんじゃないかと思うんです、その実情での、これ一番健康問題必要なんですけど、この窓口って結構大変な相談来ていますかね。

○保険年金課長 まず、所得の問題でお答えいたします。保険料の軽減というものは、法定の軽減、7割、5割、2割軽減というものを用意してございますので、この適用が令和3年度予算でいきますと、46.4%の方が、46.4%です。約半分の方々が軽減適用を受けるという試算でございます。あと相談の難しさという部分に関しましては、やはり実情を丁寧にお聞きしまして、やはり資力の回復が見込めないとかってなった場合ですと、生活保護の窓口の御案内をいたしまして、努めているところでございます。以上でございます。

○山田 内容によって、実情実態に合わせて連携が取れて、それだけ御努力されていると、そういう意気込みは分かりました。

それから、あとこの保険は、これお互いに税金でやるか保険料でやるかという問題があって、最終的には福祉だということですけども、これ支えているお金で、ちょっとこういう議論、やりくりするということだけでも、僕も思い出せないんだけど、負担方法の全面総報酬制だっけ、金持ちから、高齢者からお金取っているとか、そういうような徴収の検討素材って、だんだんできてくるんですか。

○保険年金課長 徴収方法でございますが、国の基準でいきますと4つございます、所得割、資産割、これ土地と家屋を持っている方の部分の保険料は、保険税の掛ける部分でございます。あとは均等割、平等割、この組合せで決まっております。ですから、これの以外の部分というのは現状のところ用意されておられませんので、この範囲の中で、各全国の団体とも4方式、3方式、2方式ということで、保険料の決定を行っております。以上でございます。

○山田 そこなんですよ。その区分割があるけれども、実際所得実態ってなかなか

つかめないところもあると思うんですけども、いずれにしても最終的には日本総健康管理するには、どっかでお金を、そういうところから考えていく時代になるかもしれないよね。ただ、現場では、やっぱり行政はそこまで切り出してくることは難しいでしょうけども、どっかでやらないと、やっぱり人口が減っていったときの、やっぱり応分の負担、義務感を支えていくところは出てこないんじゃないかなと思うんですよね。これは私の本当にささやかな思いですけど、行政の執行体制、責任体制は難しいと思うんですけども、意気込みがあったら。

○**保険年金課長** 過去に年金の制度が共済組合だったり、あと厚生年金、あと船員保険だったり、いろいろ区分は分かれておりました。それが一体化されましたので、長期保険、年金なんですけども、短期保険の健康保険に関しましても場合によっては一体化を議論してもいいんじゃないかなという時代に来ているのかなと。過去に国のほうでも議論あったようなんですが、最近ちょっと止まってしまっていますので、国保だったり共済、あとは私学共済って、いろいろあるんですけど、それも全部健康保険一体とした形で、国内も全て同じ保険という議論を深めていってもいいんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○**山田** ありがとうございます。ここでやめます。本当にどっかで切り口を考えていかないと、日本はもたないんだと、こう思っていますんで。以上です。

○**日下** 先ほど内田議員のやり取り聞いていて疑問が出てきたことで伺いたいんですが、放射能の給食の検査を縮小するという、それから公立と私立の格差というか、これは何を根拠に縮小し、また公立と私立に差をつけるのですか。

○**環境政策課副参事** 内田委員へも御答弁申し上げましたきっかけとなったのは、私立幼稚園などの団体からの御要望がございまして、そこから議論が始まりました。その中で、数年間団体等、こども部とも話し合いを進めてまいりましたけれども、その御要望の考え方が強いということで、令和3年から私立幼稚園のほうは放射性物質の検査を取りやめるということになりました。その後公立と私立のバランスの部分ですが、当初これは、当初幾つかの案がございまして、ありましたが、公立が100%の園を、検査をやって私立がゼロというの、見方によっては公立が手厚いように見られる場合もあるんじゃないかというような懸念もございました。公立の保育園につきましては全園が統一メニューで、給食の食材の業者さんが7つになっておりますので、その7つの食材で給食を検査すれば、考え方ですが、全てのメニュー同じように検査できているというようなふうになるんじゃないかという結論に至りましたので、公立につきましては、そういった中で中学校区ごとにやるという、毎年じゃなくて3年間一通りやってみて、どういう感じになるかというような、そういう考え方もあるんじゃないかということで、それぞれの部と話し合いを進めながら決まったという結論でございます。以上です。

○**日下** 幼稚園のほうは、園の経営者からのあれなんですか、要望なんですか。

○**環境政策課副参事** 経営者の方でつくられている団体からの要望でございます。以上です。

○日下 経営上ですかね。父母ということじゃないんですね。特に縮小するに当たっての何か指針ですとか、そういうものが特にあるわけではないんですね。

○環境政策課副参事 経営者のほうからの意見でございまして、指針というのがあるわけではございませんが、委員言われるように、やはり保護者の不安感というのも反面私たちでもどうするべきかということで話し合いはする中で、先ほど申し上げましたように、希望がある場合にはその園を検査をするということで、そういった気持ちに応えようという結論に至りました。以上でございます。

○日下 特に市として検査する上での指針ですとか、そういうものがあるわけではないんですね。市として。

○環境政策課副参事 大きな指針というものはございません。今までは検査を継続するという形で来ておりましたが、10年たちまして、一方検査開始以来一度も検査でエラーが出ていないという結果もございまして、この辺でどうしようかと。周辺の自治体などの考え方も見ながら、今回そういったような結論になりました。以上です。

○日下 周辺の自治体はどうなんですか。

○環境政策課副参事 周辺の自治体の状況でございしますが、学校給食、保育園給食につきましては、令和3年は松戸市、野田市、流山市、我孫子市は実施しない予定、以前からやめていたものも含めて実施しない予定でございまして。鎌ヶ谷市さんは、学校給食は検査を実施予定ですが、状況確認しながら今後の方針を検討するというでございまして。以上です。

○日下 柏市は、非常にホットスポットになって、非常に高かったわけですね。そういう点では、慎重に検査をしていくということが当然求められると思いますし、やはり縮小したりする場合には、十分な議論が必要だと思います。

それでは、予算について伺います。まず、スポーツ施設の指定管理、またスポーツ施設の運営についてなんですが、今回指定管理料が前年と少し縮小、減額になったのかな、ですよ、その根拠は何でしょうか。

○スポーツ課長 今回は初年度、前回は初年度ということで、初年度は初期投資なりがあったものですから、金額若干高くなっていると。2年度以降は、それを平準化した形で若干金額が抑えられているという状況になっております。以上です。

○日下 今年も、恐らくコロナ関係でスポーツ施設のお休みになったり、それは去年も同じだったと思うんですが、それに関わっての予算への影響というのはどういうものなんですか。

○スポーツ課長 もう一度質問をお願いできればと思います。

○日下 去年もスポーツ関係のコロナによる利用の停止、中止というのがあったんじゃないですかね。スポーツ施設、プールなど。恐らく今年も考えられると思うんですが、その辺は予算に反映されているんでしょうか。

○スポーツ課長 実際にコロナの影響があったのは、元年度、元年度の3月1か月、2月の末から1か月、3月1か月程度で、2年度については確かに休場期間が4、

5とありましたので、若干の影響があったということになっております。以上です。

○日下 今年度の決算、まだ出ていないので、また決算の時期に検証しなきゃいけないと思うんですけども、やっぱり指定管理料はきちっと精査していかなきゃいけないなというふうに思っています。

それから、プールの関係なんですけれども、柏市の公共施設の管理計画に基づいて、大津ケ丘のプールが廃止になった。一点突破で、ここでもう突破したから次はというふうに思っているのかもしれませんが、西口プールとひばりが丘プールについて、大津ケ丘のプールのときも説明会等が計画されたときには、まだ決まっていませんということを再三当局おっしゃっていたんですが、議会での部長の答弁は、もう決定されたかのような答弁でありましたし、説明会開いても、聞きおだけというものだったなというふうに思うんですよ。今後ひばりが丘や西口のプール、一昨年の指定管理者が取ったアンケートの中には、ひばりが丘や西口のプールを利用されている方たちから存続を求める声が結構出ておりました。その点でどういうふうに考えているのか、お聞きします。

○地域づくり推進部長 すみません、私から申し上げます。計画に基づいて、年度で耐用年数といたしまししょうか、いつまで存続をするというようなことは計画として4プール持っております。これは、とはいっても大津ケ丘でもあったように、途中で大規模な改修工事、多額の金額を要するような工事があった場合には、やはり一度そこは立ち止まらなくてはいけないなというのが考えとしてはございます。ただ、大津ケ丘がこれで、私も答弁で決まったようなことを申し上げたつもりは全然ないんですけども、この大津ケ丘と同じように、ほかのプールも一つずつ、言葉悪いですが、廃止していこう、潰していこうというようなことで考えているわけではございません。あくまでもアクションプランとか計画にのっとって、その計画の筋道どおりに進めていくということが今現状では基本でございます。以上です。

○日下 何かすごく微妙な答弁だったと思いますが、筋道どおりにということは、計画どおりに進めていくということのように聞こえました。やっぱりその管理計画の中にも、住民に説明をして、住民の声を聞いて決めるといった趣旨の文言もありますので、ぜひこれは一方的に廃止ではなくて、住民の声にも耳を傾けていただきたいというふうに思います。

次に、同じく指定管理者制度を行っている施設のことです。市民交流センター、それから文化会館、アミュゼ柏、当初は始まったのが文化会館でしたかね。その後アミュゼ柏と文化会館が同じ事業者になって、市民交流センターができてからは、3つの施設について同じ事業者が指定管理者になるという、いわば東京に本社のある会社が3つの公共施設の管理運営を行っているというふうになっているわけです。私たちこの指定管理者制度が導入されるときは、社会福祉協議会ですとか、そういう公益団体が委託を受けることについては反対はしませんが、こういう民間の企業に利益を奉仕する、企業への奉仕を自治体がするっていう、そういうものにはならないという立場から反対したんですけども、この3つの施設については、それ

ぞれ収支計画書というのが出されて、それで今年度の、新年度の予算も組まれたと思いますが、その収支計画書の中で、本社管理費というのがあると思うんですね。これは、東京の本社が持っていくお金なんですけども、3施設について、それぞれ計画書の中にある管理料、本社管理料はそれぞれ幾らでしょうか。

○次長兼協働推進課長 協働推進課では、市民交流センターを管轄しております。次期から新たな、結果的に同じ指定管理者ですが、新たな指定管理が始まりますけれども、本社管理費としまして、およそ10%程度でございました。パレット柏の分は以上です。

○日下 3施設について、収支計画書が出ているわけですよね。それで予算組むわけでしょう。その計画書の中にある本社管理料というのは、それぞれ3施設について幾らですか。収支計画書の中に。

○次長兼協働推進課長 まず、パレット柏につきましては約650万円。

○地域支援課長 文化会館につきましては、本社管理費は1,210万8,000円です。あと、アミューゼ柏につきましては1,258万1,000円となっています。以上です。

○日下 今の数字も示されているように、やっぱり東京の本社にお金が吸い取られていくわけですよね。地方自治体として、こういう姿でいいのかなと、こう思うわけですよ。やっぱり地方自治体というのは、地域経済にも貢献しなきゃならないのであって、東京の本社にお金吸い上げていかれるような、そういう事業形態というのはいかななものかというふうに思います。

次に、それではマイナンバーカードについて伺います。先ほど議論がありまして、27.6%ということで、約10%、1年間で枚数が拡大されたということなんですけども、柏市も非常に力を入れてやっていたように私はお見受けしました。国は、地方公務員ですとか国家公務員には非常に強烈なプッシュして、今国家公務員は四十数%とか言っていましたね。柏の職員はどうか分かりませんが、そういう形で非常に強制に近いような形でマイナンバーカードの普及に国も地方自治体も力を入れているわけですけども、そもそも相当国は高い目標掲げて、令和4年までに8割ですか、ほぼ100%に近いところまでという計画を打ち出して、必死にやって27.6%ということですから、かなりやっぱり国民、市民は抵抗していると思うんですね。なぜかという問題がそこにはあるわけですけども、まず交付の枚数は、先ほど1年間で4万4,000というふうな報告でしたけれど、これまでの普及された枚数はトータルして何枚になるんですか。

○次長兼市民課長 累計ということで（「そうですね」と呼ぶ者あり）この2月末日現在で11万7,301枚です。以上です。

○日下 ちょっと予算書見ても、マイナンバーカード普及に関わる、かけるお金というのはよく分からなくて、柏市のほうに、一体令和3年度の、新年度のマイナンバーカード普及に係るお金は一体幾らなんですとかというふうにお聞きしたんですが、幾らですか、予算。

○次長兼市民課長 令和3年度の予算ベースということでは、マイナンバ

一関連事業費ということでの総トータルですが……

○日下 総トータルでいいです。

○次長兼市民課長 2億7,936万1,000円。

○日下 それは歳入ですよ。歳出は。

○次長兼市民課長 失礼しました。3億3,304万4,000円です。

○日下 大体そのくらいのお金が、恐らくまた補正で来るんじゃないのかなと思うんですけど、これが導入されて、かれこれ何年ですか、平成27年からですよ。ざっくりと、この間ずっと毎年何億というお金が出て、今日までトータルすると大体どのくらいですか。私試算したら、17億とかそんな感じだったんですけど、そんな感じですか。

○次長兼市民課長 大体そのくらいの額だったと思います。

○日下 その16億、17億を、これにかけるお金がどんなに大きいかというのを私たち想像するために、1枚当たりの、カード1枚当たりにするとどれくらいなのかと計算してみますと、1万4,000円とか、そんな感じになるんですけども、相当なお金をこれに投入しているわけです。今議会で企画部長が非常にマイナンバーカードは便利であるという答弁がありまして、万能のような、そんなような答弁だったように記憶しているんですけども、マイナンバーカードって、私たちにとってそんなに便利ですか。

○次長兼市民課長 確かに現在の27.6%という交付率の中ではあまり利便性を感じないのかもしれませんが、国が言っているように、令和4年度末の段階でほとんどの住民が持つような形になれば、その時点でいろんなものとの、先ほどお話のあった国民健康保険もそうですけれども、いろんなものとのひもづけもできて、本来行政手続上、住民票なり戸籍謄本、そういったものを添付しなければならないものが省略できるといったようなメリットも幾つもあると感じております。以上です。

○日下 多少届出の書類が減るとか、手続が簡素になるとかというのはあるんですけども、私はマイナンバーカード、それほど私たちにとって便利になるものではないなと思うんですね。便利になるのは行政機関、行政機関は便利になるわけですよ。ひもづけして、合理的にいろいろ処理ができるので、便利になるのは私たち国民よりも行政機関が便利になるということなんですよ。今3月から保険証、それからさらに運転免許証などもということで今進められているようなんですけれども、これからどんどん、どんどんと対象が拡大するにつれて、私たちの情報が一元管理化されていく方向にどんどん、どんどん拡大されていくわけですよ。非常にカードを落としたらどうしようという不安がある、情報が流出したらという、もちろんそういう問題もあるんですけども、実は一番怖いのは私たちの情報が全て一元化されるということなんですよ。一体これは狙っているのは誰なのかって思うわけですよ。そういうこと考えますと、この日本のマイナンバーカードのやり方というのは非常に危険じゃないかというふうに思うわけですよ。一番典型的なのが顔認証で、何でも分かっちゃうという、中国なんですけど、ドイツなんかはこの間の給付金なんか

スムーズにいったんですけど、ドイツは基本番号というのは、もう違憲だっていつてやっていないんですよ、イギリスもフランスも。ドイツが何で給付金がスムーズにいったかという、口座番号など税のほうに登録してあるみたいで、それですと給付もされたらしいんですよ。そういう情報というのがあんまり一般のマスコミなんかには報道されないの、何か私たちは非常に便利になるかのようなイメージで受け取っている部分もあるんですけども、非常に私は怖いというものだというふうに思いますし、もしこういう形でやるとするならば、他国の個人情報もきちっとやっぱり守る、そういう制度がなければ、とても心配でカードは持てないなというふうに思います。

それから、ごみの収集業務について伺います。先ほど共同処理についての議論がありまして、私も一部組合の議員やっていますので、関わってきているんですけども、この共同処理を、はっきり言えば柏が一部組合から離脱するということですよ。これは、ちょっと表面的には鎌ヶ谷と柏市が対立するような、そんな利害関係が対立するような、そういう現象面ではあるんですけども、根本問題というのは結局ごみを減らしていくということだと思えるんですよ。やっぱり施設を縮小していくということなんですよ。私は、一部組合の議員やっています、今長寿命化工事やっていますんですけども、炉が3つありまして、この炉を2つにしると主張したんですよ。残念ながら3つ目の炉については、全面的にはないんですけども、一応残す形で、ちょっとその施設を縮小して工事に進むということなんですよ。例えば鎌ヶ谷がここの一部事務組合の施設を使うとなった場合には、やっぱり炉を縮小していくということ、双方がやっぱり、日本は世界でも突出した焼却施設の多い国ですからね。これを縮小してごみを減らしていくという、そこが基本で、その点から考えれば、柏市も鎌ヶ谷も一致できると思うんですよ。それで伺いたいんですけども、北部も南部も稼働率が低いというか、十分受け入れられるわけなんですけども、今一部、沼南分が柏に来た場合には、2つの炉で焼却施設で対応できる能力なんですか、それはどうなんですか。

○**廃棄物政策課長** 仮の話ということで御答弁させていただきますと、北部クリーンセンターと南部クリーンセンターの2工場体制で、旧沼南分のごみ量については焼却することが可能でございます。以上でございます。

○**日下** 本当は北部なんかももっと施設を縮小して、もうやっぱり施設を縮小してごみを減らしていくということを日本も具体化していきませんか、カーボンニュートラルの問題もありますけれども、環境問題から考えたときに、本当に抜本的な施策を打ち出していく、これは国なんですけども、やる必要があると思うんです。

さて、柏も令和3年度までですか、ごみの減量の目標ありますよね。令和3年度まで、1日のごみの排出量830でしたっけ、ごみを減らす目標に対して、今年まだ終わっていませんけれども、見込みはどうなんですか。

○**廃棄物政策課長** 基本計画ということで、4つほど基本目標の数値ですよ、数値目標掲げさせていただいておりまして、今委員おっしゃったのは市民1人当たりの

ごみ排出量ということで、令和3年度までの目標数値が830グラムというところがございます。現状で、まだ令和2年度分というのは暫定的な数値となっておりますが、889グラムほどございまして、令和元年度とほぼほぼ同程度の数値となっております。以上でございます。

○日下 コロナの問題もありましたので、計画どおりいかないという部分はあると思うんですよ。ただ、この根本的にごみ対策というのは、政府から改めていかなきゃ駄目ですよ。ということです。

さて、そのごみ出し支援事業について引き続き伺いたいんですけども、議会でも取り上げてきまして、高齢者がこの事業を活用できるようにしてほしいなと思っているわけです。今現在利用件数はどのくらいですか。

○廃棄物政策課長 2月末現在ということで数値御報告いたしますと、58件、71名という方が申請をいただいているというところがございます。以上です。

○日下 200を目安に進めているということで、周知徹底の問題もあるでしょうけれども、ほかの自治体と比べて、町会がやっている事業があるということもあるんですけれど、そういうのも活用できない高齢者も結構いるんですね。私も何人も目にしています。本当に苦労しながら、腰曲げてごみを運んでいる姿も見ますので、やっぱりもうちょっと対象広げて、それで本当にこの事業があってよかったと言えるような事業にしてほしいと思うんですけれども、いかがですか。

○廃棄物政策課長 支援基準のお話になります。現状で支援基準というのは見直すというところは、今のところは考えはございませんが、そうはいいながらも基準外の方であっても、個々の生活環境の状況、例えば複合的な持病を抱えていらっしゃるりとか、あるいは体調不良抱えていらっしゃる方、集積所まで遠かったり、あるいは物理的にも階段が非常に多いというような、そういったような方についても十分聞き取りを行った上で、そういったことを加味した上で柔軟に認定をさせていただいておりますので、こういったところから基準はもちろんございますが、基準外でも認定をさせていただいておりますので、そういった意味では現状では基準は見直す考えはございません。以上でございます。

○日下 特例もあるということなので、その辺は周知をしていただいて、皆さんに喜ばれるような事業にしていってほしいと思います。

次に、議案第32号の国保に移らせていただきます。

○委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時20分休憩

○

午後 3時25分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○日下 先ほど国保のやり取りの中で、後期分が減るなんていうお話、答弁あったんですけど、逆に後期分は上がるということでもあるんですよ。それから、基金



の積立てが難しいとおっしゃったんですけれども、そもそも基金の積立てなんてできるはずないんですよ、この国保というのは。もともと柏というのは、そもそも国保の制度そのものにいろいろ問題があるんですけども、高齢者ですとか、非正規労働者ですとか、それから自営業者の方たちが入っている国保で、そういう人たちが入っている国保であるにもかかわらず保険料が非常に高いと、これが根本問題。ですので、過去には柏市は20億円ぐらいの一般会計からの繰入れをやっていたんですね。それで何とか国保というの、保険料を抑えてきたわけなんですね。しかし、その一般会計からの繰入れをやめなさい、それから統一保険料の方向を今国会で上程されて、議論されているわけなんですけども、統一化したら、もう保険料はもう確実に上がっていく、それから法定外繰入れも、今までは都道府県にいろいろ指示はしてきているんですけども、今回法的に明らかにするという、明文化するということが今回国会に上がっているんですけど、ただこれにはそもそも矛盾があって、去年の12月の2日に全国の市長会、町村会が、国に対して、政府に対して意見書を出しているんですね。その意見書については、担当の方は御存じですか。

○保険年金課長 大変恐縮でございます。承知してございません。以上です。

○日下 去年の12月の2日に全国市長会と全国町村会が国民健康保険制度等を巡る議論等に対する意見というのを出しているんですね。その中に、全部は読めませんが、「法定外繰入等の解消や保険料水準の統一、更に普通調整交付金の配分方法の見直し等について、法制上の措置も含めて議論等が行われているが、国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反すると懸念される内容も散見される。市町村においては、これまで地域の様々な事情や住民の声を考慮しつつ、長年にわたり国保等を運営してきた経緯があることから、地方との十分な協議もないまま、国が一方的に議論等押し付けることは受け入れられない。」、こういう意見を上げているんですね。こういうこともありまして、国も今回は努力義務のような形で盛り込まれているとの報道がありました。この全国市長会の主張のように、これが実態だと思うんですね。それを一方的に統一保険料にするですとか、一般会計の繰入れをやめなさいなんていうことは、実態を無視した国の一方的なやり方であるということなんですね。ところで、法定外繰入れなんですけども、柏市は今年も入れていない、それで国保が、都道府県化が始まったのが平成30年ですか、でしたと思うんですが。柏市はその前から、その前年からたしか法定外繰入れをゼロにしていますよね。だったと思うんですね。でしたっけ。

○保険年金課長 平成29年度からゼロにしております。以上でございます。

○日下 そうですよ。もう全国に先取りして柏市、こうやって国の言っていること、もう先にやっているんですよ。それが柏市の国保の特徴、それでそうやって会計、一般会計からの繰入れをしても、なおかつ調整基金、基金があるというわけですから、今財政調整基金って幾らですか。

○保険年金課長 年度末でよろしいですか。令和2年度末の残高で申し上げますと、

予定で22億7,000万でございます。以上でございます。

○日下 一般会計からの繰入れも、もう前年から入れてなくて、どうしてこんな貯金があるんですかね。それは、保険料が高いからなんですよ、柏市の国民健康保険料。例えば夫婦子供2人、4人家族、所得250万円のモデル世帯の保険料は幾らですか。

○保険年金課長 確認なんですけど、夫婦2人で、子供1人でよろしいですよ。

○日下 子供2人。

○保険年金課長 250万ですよ。

○日下 そう。

○保険年金課長 年間の保険料が、介護負担がある場合ですと、年間で20万……

○日下 40代だから。

○保険年金課長 介護負担なしの場合ですと20万3,900円、介護負担がある場合ですと25万3,900円になります。以上でございます。

○日下 そうですか、夫婦2人で子供2人ですよ。所得言いましたっけ。ごめんなさい。所得250万ですよ。

○保険年金課長 手持ちにちょっと数字ございませぬ。今の申し上げましたのは、3人世帯でちょっと数字申し上げました。以上でございます。

○日下 じゃ、これは柏市が民間の団体が出したアンケートに答えたものです。柏市は41万7,095円なんですね。それで近隣市の中で一番高いです。近隣市というのは、この周辺と松戸、船橋、市川、千葉、類似団体というか、都市部の中で、もちろん県内でもっと高いところもあるんですよ。あるんですけども、この近隣の中で一番高いんですね。例えば市川は33万9,525円と、こういうわけですから、非常に柏市の保険料は高い。なぜ高いかという特徴の一つに均等割の問題があるんですけど、子供の均等割額は幾らですか。

○保険年金課長 均等割額、年額で申し上げますと、医療分で2万4,720円、支援金分で1万1,880円でございます。以上でございます。

○日下 合わせて3万6,600円ということですかね。

○保険年金課長 そのとおりです。

○日下 これも県内でもうトップクラスなんですよ。ちなみに市川市が幾らかといますと、1万8,800円なんですね。ですから、なぜ均等割額をこんなに高くするんですか。

○保険年金課長 これは、様々自治体によって考えはあろうかと思うんですね。柏市の考えとしましては、応能負担、当然増やしたほうがという御意見もあろうかと思うんですが、ただ応能負担を増やしてしまいますと、中間所得者層だったり、あと限度超ということで、保険料99万円という年間の上限があるんですが、この数字が大分手前のほうで、低いほうの数字で達してしまうということがございますので、そういった背景等、歴史等踏まえまして、現状の率に収まっているというところでございます。以上でございます。

○日下 この均等割の負担というのが、多子世帯にとっては非常に負担が大きいんですよね。ですから、この均等割額についても、やっぱり根拠を、今言ったような根拠があるんですけども、非常に自治体としてはいいわけですよ、均等割が高いと。そういうわけで、多子世帯にとっては非常に大変だということですね。均等割は、同じぐらいの自治体があと3自治体ぐらいあるんですけども、非常にトップレベルです、柏市は。

それから、もう一つお話お聞きしたいことなんですが、国保の77条、国保法の第77条には、保険者は条例または規約の定めるところにより、特別の理由があるものに対し保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができることありまして、それぞれ自治体はその国の条例を基に要領などで決めているわけですけども、それについてはこの間の質問で平野議員が指摘したところなんですけどね。この減免を適用している柏市はどうか、申請減免した人はいますか。

○保険年金課長 令和2年度ですと、ちょっとすみません、コロナウイルスの感染症の拡大がありまして、いろんな多岐にわたった減免という申請ございましたので、通常と減免、ちょっと数字把握しておらないんですけど、コロナ減免でお話し申し上げますと、直近の数字で申し上げますと、3月11日現在、令和3年3月11日現在ですね、で申し上げますと、申請件数が828件ございました。その承認しました704件、審査中が13件ということで対応してまいりました。以上でございます。

○日下 その減免は、私なんかも議会で大分繰り返し周知しろ、周知しろと、こう叫んだほうなんですけども、私たちも自らニュース等でお知らせしたんですけどね。そうじゃなくて、いわゆる通常の申請減免はどうか。

○保険年金課長 すみません。ちょっと手元に数字ございませんので、後ほどお答えいたします。以上でございます。

○日下 じゃ、今年度はまだ出ていないかもしれないのですが、これも民間の団体が市にアンケートで出した数字なんですけど、これは2019年の資料なんですけど、千葉市が1,316件、市川市が23件、船橋市が764件、松戸市709件、野田市35、流山24、我孫子市314、これ自治体の要領などで随分差があるんですけど、柏市はゼロなんです。ここにも柏の国保の姿が如実に現れているというふうに思うわけですよ。この点も私は柏市の国保に改善を求めたいと思います。

次に、議案第39号の後期高齢者医療について伺います。後期高齢者のやり玉に上がって、この間非常に後期高齢者医療制度が導入されたときにはそういう猛反対もあって、特例、軽減特例なんかもあったんですけど、その軽減特例もどんどん、どんどん見直しされて、それから保険料もどんどん上がるし、今度は2割負担、年収200万の人に2割負担させるというわけですからね。本当に高齢者は標的ですよ。そんな感じで、後期高齢者医療というのは非常に問題だと思います。そこで、令和2年度に保険料が上がったんですけども、2年度、3年度は同一の保険料だと思います。均等割額は幾らから幾らになりましたか。

○保険年金課長 令和2年、3年度は均等割が4万3,400円でございます。それ以前

が4万1,000円でございます。以上でございます。

○日下 所得割はどうですか。

○保険年金課長 所得割申し上げます。令和2年度、3年度が8.39%でございます。それ以前が7.89%でございます。以上でございます。

○日下 この間も均等割が2,400円アップ、それから所得割も0.5%アップということなんですね。制度が導入されたのが2008年、平成20年の4月1日だったんですが、当時の均等割額って幾らだったか分かります。

○保険年金課長 申し訳ございません。承知しておりません。以上でございます。

○日下 私この間ちょっとお聞きしたんですが、これでいいんですかね、3万7,400円となりますと、今報告のあった4万3,400円が6,000円アップになったということなんですね。所得割も平成20年には7.12%ということでしたので、8.39%ですから、1.27%のアップということで、本当に後期高齢者、もうやり玉になっていますよね。それから、低所得者への軽減の特例というのはどうなりましたか。これも随分見直しされてきたと思うんですけど。

○保険年金課長 昨年の10月をもちまして、たしか8.5割軽減が7割軽減の本来の姿に戻りましたので、これで一応、以前あった特例の軽減、7割を増した軽減に関しましては制度完了ということで認識しております。以上でございます。

○日下 分かりました。そういうことで、非常に後期高齢者医療が今大変になっているということ、今回請願も出ていますので、よくやっぱり慎重に議論していただきたいなというふうに思います。以上です。

○内田 貴重なお時間申し訳ございません。1点だけちょっと質疑を失念してしまいましたことがございましたので、お時間を頂戴いたします。議案第31号についてでございますが、新年度予算案の当初のところなんですけれども、放射線対策事業で環境政策課に1点お尋ねしますが、今年度と同様、除染基準というんですか、計測したときの除染基準のスポットなんですけど、小学校までは地表面から5センチメートル、それから中学校が地表面から50センチメートル、高校以上が国基準の1メートルで、本市基準、独自基準はそのまま来年、新年度以降も活用されるのかどうかという点と、あと公園等につきましては、できれば5センチメートルで測定していただきたいんですが、現状と5センチメートルに変更するお考えについてお尋ねいたします。以上2問についてお聞きいたします。

○環境政策課副参事 まず、1問目の空間放射線量の測定の基準につきましては、委員おっしゃられたように小学校が5センチ、中学校が50センチ、高校1メートルと、従前と変わりなく令和3年度も測定を行っていきます。また、公園につきましては、50センチから5センチへという御要望ですが、まずは毎年空間放射線量を、学校、公共施設や道路計測しておりますのが、当時除染を行うために、柏市除染実施計画を設けまして、公共施設ごとに測定する地上からの高さや空間放射線量の目標値設定しまして、目標値をクリアできない箇所において、その当時除染工事実施しました。現在その後毎年空間放射線量の測定してはいますが、除染後の環境、放

射線量の環境が維持できているか、いわゆる事後モニタリングを実施しているところでございます。現状においては、測定方法を変更するような大きな要因はないと認識しております。そのことから引き続き除染実施計画で定めまして50センチの高さで、公園につきましては今までどおりの高さで測定をしていきながら、引き続き良好な環境を維持してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○内田 最後によ望申し上げますと、公園等につきましても地表5センチメートルでの計測が測られるよう申し上げます、追加の質疑を終わります。貴重な時間ありがとうございました。

○保険年金課長 先ほど日下副委員長に御質問もらいました通常減免の数字につきましてお答えいたします。令和2年の現年度の直近の数字申し上げます、令和3年3月3日現在でございます。特別の事情、風水害だったり、火災に対しましての承認件数が12件でございます。東日本関係の震災減免が14件でございます。あとは収監減免、刑事施設に入った方々に対しての収監減免が15件でございます。以上でございます。

○委員長 先ほど浜田委員の件の回答も大丈夫ですか。

○地域支援課長 先ほどの浜田委員からの田中近隣センターの空調工事についてです。計画につきましては、先ほど副参事が申し上げましたとおり短期保全計画を策定しておりまして、それに基づいて、それぞれの施設を総合的に俯瞰しながら進めております。あと田中近隣センターの空調工事を更新することによる効果ですが、これまでの電気式からGHP、ガスヒートポンプ式に替えることによって、ランニングコストはほぼ変わらない、変わらない予定なんです、イニシャルコストで10%の削減を見込んでおります。以上です。

○委員長 ほかに質疑は。よろしいですか。——なければ質疑を集結いたします。これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第31号、令和3年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第31号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第32号、令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第39号、令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第41号、令和3年度柏市水道事業会計予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は、ここで入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第24号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第25号、令和2年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第29号、令和2年度柏市水道事業会計補正予算について、3議案を一括して議題といたします。

本3議案について、質疑があればこれを許します。

○内田 それでは、議案第2区分について質疑をいたします。議案第24号のみ質疑をいたします。補正予算案につきましてでございますが、地域支援課にお尋ねをいたしますけれども、沼南近隣センターの工期の延長に関するところでございますが、沼南近隣センターの当時の耐震強度の関係で今回そこが原因となつてのことなんです。当時の耐震強度指数、I s 値、事件が発覚したときの現状と、当時一番最初耐震診断をしたときのI s 値についてお示しく下さい。

○地域支援課長 耐震診断前のI s 値は0.52となっています。

○内田 それと、当時の、今回耐震強度のところの問題になっているわけですが、その耐震強度を計測した設計業者というのは当時はどちらになりますか。

○地域支援課長 当時の業者、株式会社アーク都市建築事務所です。以上です。

○内田 その業者は、その後の経営というのはどうなっていますでしょうか。

○地域支援課長 現在は廃業しております。以上です。

○内田 そうすると、契約するに当たって、経営状態等の確認はされましたか。

○地域支援課長 現時点では、この辺の詳細は未確定、判明しておりません。以上です。

○内田 かなり古い話なので、そこはやむを得ないのかなというふうに思うんです

が、これは多分記録にあると思うんですけど、当時の契約というのは、入札や公募を用いたのか、それとも随契だったのか、その契約方法について教えてください。

○**営繕管理室統括リーダー** 平成8年度の契約方法に関してなんですけれども、現時点でちょっと資料のほうを確認できておりませんので、ちょっと分かりかねます。以上です。

○**内田** 資料が確認されていないというのは、かなり古い話だったと思うんですが、さっき地域支援課のほうで、当時の契約業者の経営状況についてまでは分からないということで、ここはやむを得ないと思うんですが、契約方法については、将来にわたってこういうこともあるので、所管課及び営繕管理室におきましては長期的に保管をして、いつでもこれが把握できるようにしていただきたいことを求めます。

続いて、瑕疵責任についてでございますが、今回こういった事案に至ってしまった責任というのは市側にあるのか、業者側にあるのか、設計業者側にあるのか、その点はどういう認識でおりますでしょうか。

○**地域支援課長** 当時の市、旧沼南町との協議内容が不明確であるため、瑕疵については問えないというか、この場で申し上げられるような状態ではありません。

○**内田** でも、いずれかに何らかの瑕疵、原因があつてこうなったというのは事実ですよ。

○**地域支援課長** 原因はあつたかと思われませんが、その辺が、詳細がちょっと分かっておりません。以上です。

○**内田** 今回市民に必要な施設なので、苦渋の選択で御賛同はさせていただきますけれども、やっぱりそういう資料につきましては、長期にわたってこういう事案というのが発生してまいりますので、営繕管理室のほうにもお求めしたように、地域支援課においても、地域支援課は今回スポーツ課が統合することで、地域づくり推進部全体としては、かなり多くの公共施設を持つことになっているので、地域支援課のみならず、地域づくり推進部としてはしっかり記録を保存していただいて、後々こういう事案が発生したときには、ちゃんと当時のことが振り返られるようにしていただきたいと思います。

続きまして、今後のスケジュールについては遅延が見込まれますけれども、スケジュール感についてお示しください。

○**地域支援課長** 当初は、令和3年度にトイレの改修工事を行って、令和4年度にホールの天井の改修工事を行う予定でしたが、それを先送りしまして、令和3年度に耐震診断を行います。あと、トイレの改修工事は一応行う予定でおりますが、ただ耐震診断の結果によって左右されるという判断でしたら、それも全体の改修と併せて行いたいと思っております。また、令和4年度にホール天井の改修設計を行うか、もしくは耐震補強設計を行うか、それは今回の耐震診断の結果によって、改めて精査したいと思っております。以上です。

○**内田** いずれにしても、全ての改修工事が完工する、そして改修後に使用できる、改修工事中の使用制限というのはないんですけど。

○地域支援課長 改修工事中の使用制限はあるものと考えておりますが、今の時点でどのような規模になるとかがちょっと判明しておりませんので、明確なところはちょっと判断できません。以上です。

○内田 使用制限を伴うものですので、できるだけ早く改修を行っていただきたいですし、改修後にリニューアルするわけなので、気持ちよく施設が使えるようにして行っていただきたいということを申し上げます。

次に、財政面でございますが、今回の一件に関しまして、予算というのは一定程度増額される。当初と見込んで増額されるということでしょうか。お答えください。

○地域支援課長 今回は繰越明許費の金額内で実施する予定で考えております。以上です。

○内田 繰越明許の範囲内ということは、予算の組み直しとかはしないで、増額はないという捉え方でよろしいですね。

○地域支援課長 増額は考えておりません。

○内田 ありがとうございます。改修を終えて、気持ちよく皆さんが利用できるように、改修工事のほうは慎重かつ迅速に行っていただきたいというふうに思いますし、重ね重ねではございますけれども、こういう古い施設につきましても、必ず後々いろいろ資料が必要になってくることもありますので、資料の保管を強く求めまして、議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第24号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第25号、令和2年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第29号、令和2年度柏市水道事業会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。



よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方の入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第2号、柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議案第3区分につきましては、議案第2号、第3号、それぞれお尋ねをいたします。まず、議案第2号について、柏市民体育館条例改正案についてでございますが、地域づくり推進部の他の公共施設は、空調代金というのは使用料にもともと含まれているわけでございますが、今回は、私は使用料金については、今回ちょっと受益者負担であるという認識があるんですが、地域づくり推進部のほうの施設において、それぞれ近隣センター、それからパレット、それからアミュゼ柏については、ざっくりどれくらいが使用料で、どれくらいが空調設備使用料なのか、ちょっと一例を示してお示してください。まず、順次協働推進課からお尋ねいたします。

○次長兼協働推進課長 申し訳ありません。ちょっとそちらの資料のほう今持ち合わせておりませんので、至急調べて、後ほど御答弁いたします。

○内田 そうしますと、地域支援課さんのほうも資料はお手元にございませんか。

○地域支援課長 同じく今ちょっと手元には持っておりません。申し訳ありません。

○内田 じゃ、もし御答弁可能でしたら、よろしく願いいたします。それで、各施設、地域づくり推進部については、それぞれ真夏とか真冬でしたら冷暖房は使用するわけでございますけれども、この体育館と同様に、例えば春先とか秋口の場合って、冷暖房設備を使用するか使用しないかって微妙なところがあるんですが、そういう場合、逆に体育館のほうを冷暖房空調設備を別途使用料を徴収するのであれば、私はそのほかの施設についても使わないときも内包されている、その使用料を払っているわけですから、今回の体育館と同様に、それは分割することも必要だと思うんですが、地域づくり推進部内全体で、歩調を合わせてそういう検討はされたんでしょうか。

○地域づくり推進部長 今委員さんおっしゃっておられる検討については、部の中ではしてございません。やはり例えば市の庁舎、この本庁舎もそうですけれども、一定の温度が下がれば暖房をつけて暖めると。近隣センターとかほかの市民活動に供するような施設については、やはり同じようなパターンで、先ほどお話ししたように、使用料に冷暖房費が基本的には含まれていると。ただ、これを割合としてお

出しすることは恐らく非常に難しいと思っております。一方体育館につきましては、使わないときもちろん、要はアリーナが空いているときある、使っているときは、ある団体はこのくらいの気温では暖房は要らない、ある団体はこのくらいの気温でも暖房は要る、そうした個々の要求に応える形を取るならば、やはり個別に冷暖房費を設定することが一番望ましい姿だと考えます。以上です。

○内田 私も不勉強だったら申し訳ないんですが、先ほど文化会館もちょっと失念しておりましたけれども、文化会館、アミューゼ柏、近隣センター、パレット柏、この施設については、館内統一で冷暖房の設定はしているんですけども、温度設定とか、入り切りの設定というのは部屋ごとにできるところもあるんじゃないかなかったです。

○地域づくり推進部長 おっしゃるとおりです。

○内田 そうしますと、私はまず地域づくり推進部全体でエアコンの使用料については、もしスポーツ施設、今回体育館を分割して使用料を徴収するというふうに条例改正するのであれば、他の施設についても、部長もおっしゃったように、春先、秋口については使用しない、あるいは温度の設定も変えるということも想定されますので、やるのであれば地域づくり推進部全体で、これは生涯学習部、都市部も含めて、環境部も含めて、全ての公共施設、やるのであれば統一基準でやるべきですし、やらないのであれば、やっぱり受益者負担につながっていきますので、やはり受益者負担につながるような今回の体育館のほうの冷暖房使用料を徴収することについては見直すべきだということをお願いいたします。

続きまして、議案第3号についてでございますけれども、議案第3号は国民健康保険条例改正案でございますが、資料を拝見いたしますと、保険料に直接値上げになるような、そういう条項はございませんけれども、今回のこの改正で、どういふ方が利益を享受できるのか、その点についてをちょっと整理して、具体的にお示しください。

○保険年金課長 まず、お答えいたします。3条関係に関しましては、規定の整理でございます。内容につきまして、現行規定を削除する理由でございますが、過去におきまして、生活保護の方が養護老人ホームだったり、特別養護老人ホームに入所されますと、生活保護の保護が適用がなくなってしまうということで、国民健康保険のほうに加入されるという扱いでございました。ただし、なかなか資力がちょっとなくて、保険料支払えないということの事情を勘案しまして、国保のほうから削除すると、適用除外するというところで現行の第3条を設けておりました。この規定が条件変わりました、特養だったり、養護老人ホームに入所されても、生活保護の医療扶助が適用除外にならないという措置がありましたので、現行の規定がある根拠がなくなってしまうということで削除を行うものでございます。新規制定のほうに関しましては、民法上の扶養家族がいらないお子様の場合ですと、公費負担のほうで医療扶助が受けられるということがございますので、特に国保に入らなくても、そういった公費での医療扶助が、医療給付が受けられますので、入

る必要がないということで除外規定を設けます。以上が3条関係でございます。

12条関係で御説明いたしますと、これは令和3年度から令和5年度にかけましての減税措置の追加の、規定の追加でございますので、100万円の控除、特別控除3年間やるということでございますので、不利益はございません。

続きまして、23条と附則4条でございます。こちらに関しましても、先般所得控除の税制改正ございました。所得が実質10万円増になるということで、軽減の対象が拡大してしまう、さらに軽減対象と比べますと、軽減の判定の数字のほうが低いというふうになりますと不利益になるということを加味しまして、軽減判定のほうも10万円増やしまして、従前と何ら変わらないという形にいたしますので、こちらにも不利益はございません。以上でございます。

○内田 そうしますと、2条関係、3条関係につきましては、国保料が公費負担なので、国保料が発生しなくなるので、特に利益を享受できるという確認でよろしいでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。以上です。

○内田 その点の周知のほうもしっかり行っていただきたいことを申し上げまして、議案第3区部分についての質疑は終えたいんですが、先ほどの区分、議案第2号についての冷暖房使用料と一般使用料の区分については、部長の御答弁では算出が難しいということだったんですけども、この点はどうでしょうか。各所管課のほうは。出そうでしょうか。

○地域づくり推進部長 先ほど申し上げましたとおり、各所管課のほうでこの割合を算出することは非常に難しいというふうに考えております。御理解いただければと思います。

○内田 一旦やっぱりここも算出していただいて、使わない期間というものもあるわけですから、そこは使わない形を取って料金も設定していただきたいですし、体育館のほうも、今回受益者負担を求めるということで、全て、ちょっと論理が矛盾しているようで恐縮なんでございますが、やっぱり使用料、ほかの地域づくり推進部のほうにつきましてはやっぱり分割、体育館のほうについてもやっぱり取らない、取らないでいく、地域づくり推進部全体でしょうが、市の公共施設全体でエアコンの使用料、手数料を徴収するというのはやっぱり受益者負担でございますので、かなり負担が大きくなってしまいますので、今回の議案第2号につきましては、私はちょっと慎重な検討が必要だったということを申し上げるところで、議案第3区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○浜田 では、簡単に。まず、議案第2号についてお伺いします。アリーナ部分と観客席部分の導入費用についてお示してください。

○スポーツ課長 アリーナの冷暖房設備のイニシャルコストになりますが、1億1,423万6,000円になります。一方、観覧席の冷暖房設備につきましては2,522万9,000円になります。以上です。

○浜田 そのイニシャルコストなんですけれども、大体先ほどのお話でも空調機器

の耐用年数15年ってたしかおっしゃっておられたかなと思うんですが、うちにある冷房も大体10年、15年ぐらいで限界かなと思っているんですけど、だから例えば15年、20年ぐらいだと、またそこで替えなきゃいけないわけなんですけど、そこは置いておいて、そこまでの受益者負担での資金の回収というんですか、そういうものも考えておられると思うんですが、それについていかがですか。

○スポーツ課長 耐用年数につきましては、こちらの設備につきましては、25年を想定しております。それで、今回負担、利用者の負担については、イニシャルコストについては負担はありませんので、そういった意味ではランニングコストのみ負担という形になっております。以上です。

○浜田 これランニングコストは市が負担ですよ。

○スポーツ課長 ランニングコストにつきましては、受益者の負担ということで、利用者に負担をいただく予定でございます。

○浜田 分かりました。これ体育館を利用しない市民がいるわけで、利用する人がより支払いをするということを想定して、そこで公平性を担保しているんだろうなと思うので、そこについては理解していて、私はそこに反対するものではないんですが、よりちょっと公平に徴収できるような形ができるといいなと思って、ちょっとお伺いをしました。

もう一つ公平性というところから、やっぱり先ほど内田委員おっしゃっていましたが、真夏とか真冬とか、そういったところは使うと思います。だから、季節によってどうしても料金に差が出てくるかなというふうには思うんですけども、そこらはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。その辺の、多分これ真夏ってすごく使うと思うので、頻繁に。その辺季節によって全く公平性というか、そういうところで違ってくると思うんですけども。だから、そこはその利用する方にもよると思うんですけども、真夏にすごくそこは利用していただいていると思うんですけど、利用しない人もいると思うんですよ、あえて高くなるから利用しないという人が、別途料金だと。だから、そこら辺は安全面も考えて、その方の体の面も考えて、むしろ高くなるけど、料金を払って利用していただきたいというような促進活動もしなきゃいけないんだろうなと思いますけど、そこらはなされるんでしょうか。

○スポーツ課長 確かに御指摘のとおり熱中症対策ということで、非常に気温が高くなって、やはりそれつけないと危険な状態ありますね。そういった場合について、基本的には、ただまずは利用者側の管理責任もあるわけですから、受益者負担の考えが基本になると思いますけど、その後の運用については、別途指定管理者のほうと協議をしてみたいと考えております。以上です。

○浜田 ありがとうございます。ちなみに周知期間と開始のタイミングについて、ちょっと教えていただければ。

○スポーツ課長 周知につきましては、4月1日の広報かしわ、あるいはホームページ、それから施設の掲示等々、それから施設掲示、ホームページ、そういった形で広く、あとは特に関係団体というか、常に利用される方については個別に文書配

布して周知に努めたいと思っています。実際の運用は、適用は6月1日からになる予定です。ですから、若干3か月程度の周知期間があると考えております。以上です。

○浜田 3か月程度周知期間があるということで、ただ21日に宣言が解除されたとしても、すぐ元の形態でスポーツができる、そういった状態にはならないとは思いますが、やっぱりその辺の利用というのは、しばらくの間は落ちる、少ない状態が続くんじゃないかなと思うので、その辺りの、やっぱり利用料金をどう回収していくかというか、利用をどういうふうに進めて、利用料金になるべく利用した人から、ちょっと言い方悪いかもしれないけど、回収できるような形にできるかというところも、かなり運営にも関わってくるところだと思うので、その理解、促進というんですか、そういうところもしっかりとしていただければなと思っています。ありがとうございました。

○日下 まず、県内で冷暖房の利用料を取っていない自治体を示してください。

○スポーツ課長 調べて今すぐ回答いたします。

○委員長 違うところからお願いします。

○スポーツ課副参事 徴収をしていないところは、市川市と浦安市になります。

○日下 徴収していない自治体もあるんですね。それで、ここに全面1時間で1,800円、大体1時間ということないと思うんですけど、2時間ぐらい。そうすると3,600円、それから観覧席も使うと2時間で3,600円で、かなりの金額になると思うんですけども、それプラス利用料金というのがあるわけですね、体育館の利用料金。利用料金って、どうでしたっけ。何か貸切りは高かったような気がするんですけど。ちょっとそれ、貸切りは幾ら。

○スポーツ課長 使用料につきましては、2時間で5,350円になります。以上です。

○日下 それは貸切りの場合ですか。

○スポーツ課長 貸切りの場合でございます。

○日下 そうすると、利用料とこの冷暖料を加えると相当な金額になると思うんですね。そうすると、貸切りの場合は、その団体が今日は使おうかな、使わないにしようかなと判断してやるんだと思うんですけど、貸切りでないときもあるわけですね。そういうときって、どういうふうに判断するんですか。利用するかしないかというのは。

○スポーツ課長 基本的には借りる形態につきましては、個人利用ということで、全面を利用しない場合がございます。料金設定については、全面を使った場合には1時間1,800円ですが、例えば半面の場合であれば900円と、そういう形で柔軟というか、形で考えております。以上です。

○日下 受益者負担100%、100%ということで、この料金が、ランニングコスト全て利用者に割り振るということで設定された金額だと思うんですけども、受益者負担の考え方なんですけど、そうしますと今伺った金額だけ考えても、お金がない人たちは体育館、エアコン使えない、寒いときは寒さしのぎながら体育館使うのか

なと思ったり、お金のあるなしでエアコンを使ったり使わなかったりするというのは、果たしてどうなんだろうかって、こう思うわけですよ。それで、一つ私スポーツ基本法が2011年の8月24日に施行されているんですけど、この前文なんか読みますと、このスポーツ基本法というのは、今までスポーツ振興法が全面的に変わって、スポーツ基本法が施行されるんですけど、制定されるんですけど、この基本法はスポーツは権利であるというふうに前文でうたっているんですね。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」、こういうスポーツ基本法の精神から考えたときに、お金がないで、体育館を使用する使用できないというふうになるというのは、この基本法に反するんじゃないのかなというふうに思うんですけども、見解どうぞ。

○**スポーツ課長** 今回料金の設定に当たりまして、やはりまずは料金を徴収するかしないかということで、基本的にやっぱり利用する方としない方の公平性を鑑みて料金を取りましょうと。実際に、じゃ幾らの金額設定ということで、それは熟慮というか、考えたところ、通常であれば、結果は別としまして、通常であれば受益者負担割合というのは、イニシャルコストにランニングコストを加えたものから割り返すということであるんですけど、今般なるべくそうはいつでも利用が促進もありますので、少しでも利用してほしいということで、ランニングコストの負担のみということで、実際には市が示す受益者負担の割合から考えますと約28%ということと、それから金額については、例えば同様の設備を有している市と比べてみて、それほど出っ張りとかなかったんで、確かに基本負担ありますけど、適正というか、御負担いただくには適正な金額ではないかとは考えておるところでございます。以上です。

○**委員長** ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○**委員長** まず、議案第2号、柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第3号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時29分休憩

---

○

午後 4時35分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

---

○委員長 次に、請願を審査いたします。まず、請願第1区分、今期定例会で受理した請願34号、75歳以上の医療費窓口負担の原則1割負担の継続を求める意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○日下 先ほど議案の39号のところでも述べたんですけど、今、後期高齢者というのは、この間ずっと保険料も引き上げられてきて、特例軽減もなくなってしまった、保険料そのものもずっと負担が強化されてきている中で、年収200万円の人をですよ、2割負担というのはちょっとひど過ぎるんじゃないのって感じなんですよ。どうなんですか、担当部署では資料はお持ちですか。高齢者の収入に占める患者負担の比率とか、そういうものは担当部署はおありですか。

○保険年金課長 すみません、持ち合わせておりません。以上でございます。

○日下 やはりこういう問題についても、担当部署は今高齢者がどんな状況に置かれているのかということをやっぱり認識してもらいたいと思うんですけど、高齢者は今窓口負担1割です。でも、それでも75歳未満の医療費の負担と比べますと、非常に負担が大きいんですね。大体平均で75歳未満の方が年間4万4,000円としますと、その1.7倍の7万4,000円という資料を今私手元に持っています。年収に占める患者負担の比率をもうちょっと細かく見てみますと、年齢が上がれば上がるほど病気が多くなりますので、収入に占める医療費の負担というのは、年齢が上がれば上がるほど高くなります。例えば20代ですと1%ぐらい、これが85歳以上になりますと5.7%という状況、年齢が上がるに従って、その比率が上がっていくんですけどね。そういう中で、これはちょっとひどいんじゃないのというのが皆さんの声だと思いますし、私自身もいずれそういう年齢に達しますので、これはぜひ地方から声を上げてほしいなというふうに思うんですけど、今柏市で対象になる人というのは、柏市で何人ぐらいいるんでしょうか。200万円の対象になる人は何人ぐらい。320万円、御夫婦の場合はですね、どれぐらいなのか教えてください。

○保険年金課長 令和2年12月31日現在で試算した数字でございますので、御紹介いたします。2割負担になる方が、対象の方が1万6,279人で、後期高齢者保険の全体

の数字が5万4,250人、5万4,250人中1万6,279名の方は2割負担に移行するだろうというふうに試算しております。構成割合からしますと30.01%になります。以上でございます。

○日下 だんだん占める割合が高くなっていくと思うんですけども、やはり請願者の請願の主旨にもよく述べられておりますけれども、一方で介護保険料も今回一定の収入の方の保険料が上がる、3年に一遍介護保険料も引き上げられてきているわけですね。そして一方、年金が削られていく。これじゃ高齢者本当に医療受けられなくなっていくと思うんですよ。ですから、ぜひこの地方から請願の意見書の提出を上げてほしいというふうに切に思います。以上です。

○内田 本案につきましては請願を採択し、意見書を決議すべきだという視点から意見を申し述べます。私事で恐縮なんですけど、医療現場に勤務していた際に、受診抑制ということが大変多くございまして、この点が大変気になります。保険料が1割から2割になることによって、医療費が、窓口負担が増えるわけでございますので、受診を抑制する、高くなっちゃうから病院に行かないと、そういうことも考えられてまいります。早い段階で早期に受診していたほうが、実は試算したわけじゃないんで分からないんですが、私の考え方を申し述べますと、早い段階で受診していたほうが重篤率も下がるわけございまして、そうすると重篤となってから救急搬送等で医療機関に搬送された場合、相当な額が生じるわけです。例えば頭痛という段階で医療機関を受診していて、例えば脳のカテーテルをやった結果、動脈瘤があることが発見されれば、その段階で処置すれば、クリッピング、クリップを脳に止めるような処置をすれば、これは非常に低い保険料、負担で、医療費そのものの抑制にもつながるんですし、御本人の負担も減るわけです。医療費全体の抑制にもつながるといところで申し述べているところなんですけど、これがくも膜下出血、動脈瘤が破裂してくも膜下出血になってしまったと。そして、れん縮反応で脳梗塞も併発してしまったと。そして、リハビリも必要となると。こうなると、入院期間も長期になりますし、御本人に対しての保険料負担も大変ですし、精神的な負担も非常に大変ですよ。そしてくも膜下出血になってからの治療というのは、レセプトで定める診療報酬等も大きく異なってきちゃうわけですよ。そうすると、2つの面から課題が指摘されていきます。3つの面ですね、大きくは。1つは御本人の保険料負担が高くなる、そして公的な医療費、後期高齢者医療制度から支出する医療費等が高額になっていく、そして3つ目が、何といたっても御本人の精神的なダメージが大きくなることによって活力が低下して、廃用症候群等が発生してしまう、こういうところが指摘されますので、私はその受診抑制につながってしまうということ、そして受診抑制がより症状の重篤化を招いてしまうことなどを鑑みますと、やっぱり医療費の抑制、そして保険料の負担というのをすべきではないと思いますし、2割にすることで、今指摘したような課題がより鮮明になっていくということを指摘するところでございますので、現行の1割負担を堅持していくことを強く求めまして、また本意見書については請願を採択し、決議して関係機関に上げていく



べきことを主張いたしまして意見の表明といたします。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 請願34号、75歳以上の医療費窓口負担の原則1割負担の継続を求める意見書について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で第1区分の審査を終了します。

---

○委員長 次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。関係する各課の入室していない方の入室を併せてお願いいたします。

---

○委員長 次に、請願第2区分、継続審査中の請願22号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について、請願29号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、請願30号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書について、一括して議題といたします。

本4件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○日下 請願賛成の立場で、意見書をぜひ提出してほしいという立場で発言したいと思います。この間地方自治体で意見書を提出した自治体、着実に増えておりまして、今現在531自治体になりました。3割から4割ぐらいになっております。千葉県は我孫子市、それから勝浦、それから鋸南町ですか、3つなんですけど、自治体によっては全自治体が提出しているところもあります。これも3月議会終わりますと増えるんじゃないかなと思うんですけども、批准した国が54か国、徐々にこれも増えていくと思うんですね。そもそもNPTというものが5か国に核保有を認めるということ自体不平等条約でありまして、ただこれ世界がなぜこの不平等条約を認めたかという、その項に、いずれ核軍備撤廃を行使をする義務を明記したからなんです。それに基づいて、この間ずっとNPT再検討会議というのが行われてきて、やっと核兵器禁止条約の発効に至ったわけですけども、日本政府がなかなかこれに参加しようとしなくて、唯一の被爆国である日本は本来だったら先頭に立って参加しなければいけないのに。理由にしているのが、核の傘に依存する、日本を取り巻く安全環境を上げているわけですよ。その筆頭に北朝鮮なんかを上げているわけですけども、北朝鮮の核はもちろん止めなければいけないんですけども、北朝鮮だって核抑止論なんです。核を持つことによって自らを守るんだという核抑止論ですよ。この核抑止論って、本当に成り立つのかということなんです。自分が核を持っていて、相手に核を持つのをやめろなんて、子供の世界だったらこんな

の通用しないわけですよ。ですから、そんなことは成り立たない。そんなことは子供でも分かるような理屈が通っていること自体が非常に問題だと思うし、自分はやめるからあなたもやめなさいとならなければ、説得力も何もないわけですよ。そういう点から考えると、その核保有国はもちろんなんだけれども、世界で唯一被爆を体験して、この運動のやっぱり先頭に立ってきた日本が、これにやっぱり参加する、そのために地方から声を上げていくということが非常に重要になってきています。これは確実に、確実に広がっていく。ですから、柏市がそういう日本の流れ、世界の流れに対して、どういう姿勢を持つのかということがこの問題で問われていると思うんですよ。そもそも核を持って、核を使うぞって脅す、これが成り立つのかどうなのかということなんですよ。大体核を使ったら地球破滅なわけじゃないですか。だから、そもそも核抑止論なんて成り立たないわけですよ。核を使ったら、もう地球破滅。だから核抑止論というのは、そもそも成り立たないんですよ。じゃ、どうすんのかということで、私たちはやっぱり対話しかないと思っているんですね。私たちよく上げるのは、北東、東南アジアのASEANです。ASEANを一つのモデルにして、この北東アジアにも平和の共同体をつくろうということをやっと呼びかけていまして、もうその核兵器をなくす、核抑止論は成り立たない、じゃどうするのかっていったら、もう対話、その東南アジアでもASEANから学んでね、平和の共同、特に6か国間協議、これをやっぱり動かしていくということがやっぱり北東アジアの平和につながる、これしか道はないというふうに思います。ですから、地方からぜひ声を上げてほしいというふうに思います。以上です。

○内田 まず、執行部のほうに質疑を何点かいたします。まず、平和首長会議、本市も加盟しておりますが、平和首長会議における核兵器禁止条約を求めることに関する取組、本市としてではなく、平和首長会議としてはどのような取組がなされておりますでしょうか。

○次長兼協働推進課長 平和首長会議では、毎年政府に対して条約に参加することを求める要請文というのを提出しています。広島市長と長崎市長と一緒に直接出向いて行っているという報道されています。以上です。

○内田 改めて確認するまでもないんですが、本市においてはそういう趣旨に賛同して本会議に加盟しているわけですよ。

○次長兼協働推進課長 核兵器禁止条約云々というところで加盟をしているというところでは、そういうふうには理解はしていないんですけれども、ただその核廃絶という平和首長会議が掲げる理念は本市も賛同しており、そういったことから加盟したというふうに聞いています。以上です。

○内田 私は、平和首長会議に加盟しているわけですから、平和首長会議、特に広島、長崎市長が行って、今先頭に立って行っていることについては、後押しをしていくべきでしょうし、ちょっとお答えが後ろ向きだったのは残念でございますが、もっと前向きに行っていただきたいと思います。

それから、もう一点ですが、本会議の答弁で、核兵器禁止条約について問われた

ところ、市長のほうから、核は抑止、なくしていくべきだという御答弁があったんですが、もう一方で、しかしながら核、ちょっと正確に覚えていないんですけども、核の脅威にある国からもその賛同に対しては慎重な意見が出されているというような御答弁がございましたが、これはどういう事例をもってお答えになったんでしょうか。

○次長兼協働推進課長 市としては、政府が国会等で答弁していたり、外務省が外交青書で表明している政府の立場から、様々な外交上とか安全保障上の課題を捉え、答弁をしているというふうに認識しております。

○内田 核の脅威にある国からの、この条約に加盟することに慎重であるというのは、私はちょっと行き過ぎた議論だったと思いますし、国会でどういう議論、御答弁がなされようと、地方自治体は、やっぱり国と地方自治体はしっかり対等な関係であるわけですので、国にも意見を述べるべきだということだと思います、引き続き意見表明をいたします。本請願につきましては、それぞれ請願を採択し、意見書を決議した上で、それを関係機関に提出することを求める立場から意見表明いたします。やっぱり我が国においては、御承知のように被爆国であるということがございます。戦争被爆国でございます。そして、よく議論されることが、その核保有国と核非保有国の橋渡しをするというようなことが言われているわけですが、私はそれを言うのであれば、逆にやっぱり本条約、核兵器禁止条約については批准、署名をしていくべきだろうというふうに考えますし、最低限国連が求めているオブザーバー参加につきましては積極的に出席していくべきだというような考えでございます。そして、やっぱり先ほどの議論で、朝鮮民主主義人民共和国の議論が出てまいりましたけれども、私は核、そういった国々に対して、核を放棄することを求めるのであれば、我が国こそ核兵器禁止条約に署名、批准をしていくべきであるということ、積極的にそれが推進されるべきだと思いますし、核というのはやっぱり我が国としては絶対持つてはいけないし、アメリカの核の傘にすることもあってはならないと。核は一切放棄していくべきという立場でございます。核は悪なんだというところにやっぱり立ち返るべきですし、核兵器禁止条約に我が国日本が署名、批准していくことこそが最大の核抑止力であることを御主張申し上げまして、意見表明いたします。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

---

○委員長 これより順次採決いたします。

まず、請願22号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願23号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願29号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願30号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の主旨1、日本政府に「核兵器禁止条約」への調印・批准を求める意見書提出について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願30号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の主旨2、締約国会議に日本政府がオブザーバー参加を求める要請について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様、退席されて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたし

ます。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することといたします。調査内容について、この場で御議論をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「一任」と呼ぶ者あり）それでは、本定例会後の閉会中の所管事務調査は、正副委員長に一任願います。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うとし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任願いたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 ここで委員会行政視察についてであります。本来でしたら6月定例会までの間に委員会の視察を行うところですが、3月12日の議会運営委員会におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、春の委員会視察は延期することとすることを決定しましたので、委員会視察が行えるようになった段階で改めて協議をいたします。オンラインによる視察は可能となっておりますので、実施については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5時 5分閉会